

第 10 章 準備書についての意見の概要及び それに対する都市計画決定権者の見解

第10章 準備書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に関し、環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第16条の規定に基づき、環境影響評価準備書を平成18年5月16日から平成18年6月16日まで名古屋市住宅都市局都市計画課、名古屋市環境局環境影響評価室及び港区役所南陽支所で縦覧、16区役所で閲覧に供し、24名が縦覧し、3名が閲覧した。また、平成18年5月16日から平成18年6月30日まで環境の保全の見地からの意見を求めたところ、同法第18条第1項に基づく意見書が1通提出された。環境影響評価準備書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解は以下のとおりである。

区分	No	意見の概要
都市計画対象事業の目的及び内容	1	*p1 事業者の名称が(仮称)茶屋新田土地区画整理組合とあるが、その責任者または構成員を明記すべきである。これでは、事業者としてこの準備書で約束していることが遵守されないなど、何か問題があったときの責任の所在が不明である。そもそもこの区画整理組合の実体はあるのか。
	2	*p1 事業者の名称が(仮称)茶屋新田土地区画整理組合とあるが、斎場施設が計画され、その環境影響まで予測・評価しているのだから、その事業者として名古屋市長も併記すべきである。
	3	*p1 公園は、地区面積の3%以上の面積を確保、とあるが、その程度でよいのか。茶屋新田地区を土地区画整理するときめている「名古屋市都市計画マスタープラン」では、その中の「緑と水の整備方針の基本方針」で、「市域面積に対する緑被率を30%にするとともに、市民1人当たりの都市公園等の面積を15m ² とし、平成22(2010)年度までには、市民1人当たり10m ² をめざします。」とある。この基本方針との整合性はとれているのか、正確に評価すべきである。
	4	*p3 公園は、地区面積の3%以上の面積を確保、とあるが、都市計画案によれば、147.5haに11,700人を計画しているが、「名古屋市都市計画マスタープラン」の最低限の公園面積市民1人当たり10m ² のためだけでも11.7haの緑地が必要となる。ところが今回の計画では6.4haしか計画されておらず、都市計画の理念から大きく外れている。既存地区での公園設置は困難なため、新規に開発する地区で最低限の方針が守れなければ、こうした目標が達成できるはずがない。この計画は根本的に見直す必要がある。
	5	*p3 その他の公益的公共施設として、斎場施設等が突然計画された。環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書は平成14年11月に公表され、その内容に対して市長意見が平成15年2月、知事意見が平成15年3月に示されたが、この段階までは斎場施設等の建設は計画されておらず、通常の土地区画整理としての метод書に対する審査しかされていない。そのため、p146では「方法書に追加して環境影響評価を実施する項目」をわざわざ設けている。本来はこの追加された項目について新たに方法書を縦覧し、意見を求めるべきである。このような異常な手続きを誰が、何時、決定したのか。
	6	*p3 その他の公益的公共施設として、斎場施設用地が約5.1ha、関連施設用地が約1.2ha、合計6.3haがあるが、これは表4.2-1土地の利用計画の宅地110.0haに含まれると想像されるが、通常の住宅用地と斎場関連用地は別に示すべきである。
	7	*p3 その他の公益的公共施設として、斎場施設等が突然計画された。当初の良好な住宅地だけの場合と比べ、住宅地の販売価格は下落するが、土地区画整理組合としての採算は見込めるのか。それとも、名古屋市がそれ以上の土地代を斎場施設に支払う約束をしたのか。

No	都市計画決定権者の見解
1	土地区画整理組合の設立は認可後となり、本準備書では予定事業者として（仮称）茶屋新田土地区画整理組合と記載しております。 なお、現段階では、環境影響評価法における都市計画に定められる対象事業等に関する特例（以下「都市計画特例」という。）に基づき都市計画決定権者である名古屋市が、事業者に代わって、都市計画決定手続と併せて環境影響評価を行っております。
2	今回、環境影響評価の対象事業は土地区画整理事業であり、事業者は（仮称）茶屋新田土地区画整理組合となります。
3 ～ 4	「名古屋市都市計画マスタープラン」で定める一人当たりの都市公園等の面積 15m^2 は、住区基幹公園の他に大規模公園等も含めたものです。うち、住区基幹公園としては一人あたり 4m^2 程度を想定しております。
5	斎場建設事業は環境影響評価法及び名古屋市環境影響評価条例の対象事業ではございませんが、①土地区画整理事業と斎場建設事業の二つの都市計画手続きをほぼ同時期に進めていること、②斎場建設事業者は名古屋市であること、③事業実施区域内に斎場施設を建設することなどを踏まえ地域住民等に配慮して、名古屋市の判断により準備書作成段階で土地区画整理事業に斎場建設に伴う環境影響評価の項目を追加して環境影響評価を実施することとしました。
6	土地区画整理事業の中では、斎場用地や関連整備用地は表 4.2-1 の宅地に含まれます。その旨評価書で追加記載します。
7	土地区画整理事業は、新斎場の整備も含め、水と緑のうるおいを感じ、安心・安全に暮らせるまちづくりをめざして、事業採算性を確保しつつ進めていく計画としています。

区分	No	意見の概要
都市計画対象事業の目的及び内容	8	*p7 「整地工は、既設道路の高さを基本に」とは何を意味するのか明記すべきである。既設道路の高さまで盛土するのか、既設道路より高くするのか、低くするのか、既設道路は嵩上げしないのか。この部分で明記すべきである。例えば p321 では戸田荒子線は 2m 盛土の部分があり、南秋葉線は 1.3m 盛土だけは読み取れる。[既設道路の高さを基本] では意味がない。また、p436 では、造成後の景観図から「盛土の高さは道路面よりやや高い程度」とある。通常はこうした造成をするから、整備後の道路面からどれだけ高くするかを明記すべきである。
	9	*p7 整地工は地区外から約 93 万 m ³ 、掘削工事で約 7.6 万 m ³ で約 100 万 m ³ の盛土用土砂とされているが、これだけで十分かどうか判断できる資料を追加すべきである。約 100 万 m ³ で宅地の 110ha と道路の 27.1ha を盛土すると高さは約 0.7m となるが、p321 の地盤の解析断面図では、浸水対策で盛土してある南陽小学校やその 300m 南の一部を除き、区画整理地のほとんどを盛土しその高さは 0.9～2.0m である。地区外からの盛土用材搬入量はもっと多くなるのではないか。
	10	*p7 「搬入する土砂については土壌汚染に係る安全性が確保された土を使用する。」とあるが、その確認方法を明記すべきである。まさか約 100 万 m ³ に対して 1 検体の分析ではないだろうが、1 検体の分析でどの程度の量の土砂の性状を代表すると考えているのか。
	11	*p7 「搬入する土砂については土壌汚染に係る安全性が確保された土を使用する。」とあるが、その分析内容を明記すべきである。土壌環境基準か土壌対策基準なのか、土壌含有量は調べるのか。ダイオキシン類は調べるのか。
都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況	12	*p22 道路交通騒音の調査結果表があるが、調査地点地図が欠落している。環境騒音調査位置 (p20) や水質調査地点 (p26) のように記載すべきである。
	13	*p23 道路交通振動の調査結果表があるが、調査地点地図が欠落している。環境騒音調査位置 (p20) や水質調査地点 (p26) のように記載すべきである。

No	都市計画決定権者の見解
8	建物現況等を考慮する必要があるため、整地工については一律には記載できませんが、原則として、既設道路は現況の高さとし、宅地についてはこの地域が名古屋市臨海部防災区域建築条例の指定を受けていることから1階床高としてNP+1m以上となるよう整地する計画としています。
9	既設の建物が密集している区域や既設道路等があることから、事業実施区域の約6割の区域について盛土をする計画としています。現計画では、平均盛土高で約1.1m、盛土量は約100万m^3で、そのうち搬入量は約93万m^3となります。
10	搬入する土砂については、搬出する現場毎に、さらに地質が変化した場合にも、適宜、土壌汚染に係る必要な項目等について調査され、安全性が確認された土砂を使用する計画としています。
11	土壌の汚染に係る環境基準、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準への適合、産業廃棄物に該当しないことについて確認する計画としています。
12	道路交通騒音の調査結果は、「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成15年度）」（名古屋市環境局）より作成しましたが、原資料には調査地点が示されていません。
13	道路交通振動の調査結果は、「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成15年度）」（名古屋市環境局）より作成しましたが、原資料には調査地点が示されていません。

区分	No	意見の概要
都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況	14	*p25 水質の状況で「健康項目は、日光川(日光大橋)ではいずれの項目においても、環境基準を達成していた。」とあるが、その証拠の水質調査結果(表5.1.2-2)には pH、D0、BOD、SS だけであり、健康項目は記載されていない。底質調査結果(p28)でも、いわゆる健康項目の調査結果が示されている。
	15	*p25 そもそも健康項目のうちどの項目を年間何検体実施したのか。また、庄内川(庄内新川橋)、新川(日の出橋)、戸田川(新東福橋)では健康項目は調査していないのか。
	16	*p34, p37 土壌の既往調査(名古屋市が事業実施区域で行った現地調査)があるが、準備書に用いる環境調査は本来事業者の茶屋新田土地区画整理組合が行うべきものである。なぜ名古屋市が身代わりで調査したのか。斎場建設の見かえりの密約でもあったのか。
	17	*p34, p37 土壌の既往調査(名古屋市が事業実施区域で行った現地調査)があるが、準備書作成のための環境調査項目、調査方法は方法書の審査を経て決定するものである。これは、評価書公告前の事前着工と同様に悪質な手口である。手続きを早く進めたいためにアセス制度を形骸化するこのような手段を事業者(実体は名古屋市?)が取るのは許されない。

No	都市計画決定権者の見解																																																																																																																																							
14 ～ 15	「平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県）及び「平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」（名古屋市環境局）によると、平成 16 年度における健康項目の調査検体数は以下に示すとおりで、いずれの項目においても、準備書 p109 に記載した環境基準を達成していました。 <table><tr><th>項 目 名</th><th>日光川 (日光大橋)</th><th>庄内川 (庄内新川橋)</th><th>新川 (日の出稿)</th><th>戸田川 (新東福橋)</th></tr><tr><td>カドミウム</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>全シアン</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>鉛</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>六価クロム</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>砒素</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>総水銀</td><td>4</td><td>4</td><td></td><td>2</td></tr><tr><td>アルキル水銀</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>P C B</td><td>1</td><td></td><td></td><td>2</td></tr><tr><td>ジクロロメタン</td><td>4</td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>四塩化炭素</td><td>4</td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>1, 2-ジクロロエタン</td><td>4</td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>1, 1-ジクロロエチレン</td><td>4</td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>シス-1, 2-ジクロロエチレン</td><td>4</td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>1, 1, 1-トリクロロエタン</td><td>4</td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>1, 1, 2-トリクロロエタン</td><td>4</td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>トリクロロエチレン</td><td>4</td><td></td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>4</td><td></td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>1, 3-ジクロロプロペン</td><td>4</td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>チウラム</td><td>4</td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>シマジン</td><td>4</td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>チオベンカルブ</td><td>4</td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>ベンゼン</td><td>4</td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>セレン</td><td>4</td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td><td>6</td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>ふっ素</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ほう素</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	項 目 名	日光川 (日光大橋)	庄内川 (庄内新川橋)	新川 (日の出稿)	戸田川 (新東福橋)	カドミウム	4	4	2	2	全シアン	4	4	2	2	鉛	4	4	2	2	六価クロム	4	4	2	2	砒素	2	4	2	2	総水銀	4	4		2	アルキル水銀	1				P C B	1			2	ジクロロメタン	4		2		四塩化炭素	4		2		1, 2-ジクロロエタン	4		2		1, 1-ジクロロエチレン	4		2		シス-1, 2-ジクロロエチレン	4		2		1, 1, 1-トリクロロエタン	4		2		1, 1, 2-トリクロロエタン	4		2		トリクロロエチレン	4		2	2	テトラクロロエチレン	4		2	2	1, 3-ジクロロプロペン	4		2		チウラム	4		2		シマジン	4		2		チオベンカルブ	4		2		ベンゼン	4		2		セレン	4		2		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6		2		ふっ素	2				ほう素	2			
項 目 名	日光川 (日光大橋)	庄内川 (庄内新川橋)	新川 (日の出稿)	戸田川 (新東福橋)																																																																																																																																				
カドミウム	4	4	2	2																																																																																																																																				
全シアン	4	4	2	2																																																																																																																																				
鉛	4	4	2	2																																																																																																																																				
六価クロム	4	4	2	2																																																																																																																																				
砒素	2	4	2	2																																																																																																																																				
総水銀	4	4		2																																																																																																																																				
アルキル水銀	1																																																																																																																																							
P C B	1			2																																																																																																																																				
ジクロロメタン	4		2																																																																																																																																					
四塩化炭素	4		2																																																																																																																																					
1, 2-ジクロロエタン	4		2																																																																																																																																					
1, 1-ジクロロエチレン	4		2																																																																																																																																					
シス-1, 2-ジクロロエチレン	4		2																																																																																																																																					
1, 1, 1-トリクロロエタン	4		2																																																																																																																																					
1, 1, 2-トリクロロエタン	4		2																																																																																																																																					
トリクロロエチレン	4		2	2																																																																																																																																				
テトラクロロエチレン	4		2	2																																																																																																																																				
1, 3-ジクロロプロペン	4		2																																																																																																																																					
チウラム	4		2																																																																																																																																					
シマジン	4		2																																																																																																																																					
チオベンカルブ	4		2																																																																																																																																					
ベンゼン	4		2																																																																																																																																					
セレン	4		2																																																																																																																																					
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6		2																																																																																																																																					
ふっ素	2																																																																																																																																							
ほう素	2																																																																																																																																							
16 ～ 17	環境影響評価法における都市計画特例に基づき都市計画決定権者である名古屋市が、事業者に代わって、都市計画決定手続と併せて環境影響評価を実施しており、土壌の既往調査については、名古屋市が文献調査の補完として実施しました。																																																																																																																																							

区分	No	意見の概要
都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況	18	*p34 既往調査(平成 10 年度)(名古屋市が事業実施区域で行った現地調査)で土壌の状況があるが、「24 項目は土壌の汚染に係る環境基準に適合していた。」は誤りである。調査結果表(p36)でも明らかなように、土壌の汚染に係る環境基準には、この 24 項目の他に、砒素(農用地・田)と銅(農用地・田)の項目がある。
	19	*p39 既往調査(平成 15 年度)(名古屋市が事業実施区域で行った現地調査)で土壌の状況があるが、新しく環境基準項目となったふっ素、ほう素、ダイオキシン類をやむを得ず追加調査したのは当然であるが、平成 10 年度に行った砒素(農用地・田)と銅(農用地・田)の項目が欠落している。再調査が必要である。
	20	*p41 文献調査による地盤の状況で「過去 5 年間では 0.02cm 沈下している。」という文章表現だけでは不十分である。茶屋新田で測定開始からの累積沈下量が 132cm もあることで、現在ここが水面下何mになっているのかを表現することが最も大事である。p51 の「海水準以下のゼロメートル地帯であり」では抽象的すぎる。それを考慮して盛土高さの妥当性が判断できるようになる。それによっては、搬入土砂はもっと多くなり予測条件が大きくなることもある。
	21	*p44, p48 文献調査によるボーリング調査位置が示されているが、計画地の西側 3 分の 1 に偏っており不十分である。平成 14 年に「既往調査」を追加しているが、計画地中央の南側 1 箇所のみである。「極めて軟弱な地盤である。」と断言するほどだから、計画地中央の北側、計画地東側で現地調査が必要である。少なくとも、大規模な建造物が計画されている斎場予定地では必須条件である。
	22	*p47 「既往調査による地盤の状況」も、評価書公告前の事前着工と同様に悪質な手口である。手続きを早く進めたいためにアセス制度を形骸化するこのような手段を名古屋市が取るのは許されない。
	23	*p61 「既往調査による動物の生息状況」も、評価書公告前の事前着工と同様に悪質な手口である。手続きを早く進めたいためにアセス制度を形骸化するこのような手段を事業者(実体は名古屋市?)が取るのは許されない。
	24	*p63 「既往調査による動物の生息状況」で「メダカは…戸田川沿いの水路、地域中央部の水路及び地域東部の水路で少数確認された。」とあるが、少数とは、どこに、何匹確認したのか、それは目視なのか捕獲したものかをこの部分で記載すべきである。動物の生息状況の現地調査のまとめでは p348「メダカは全く確認されなかった」、p349「平成 10 年に実施した既往調査における確認数が 8 個体と少なかった」と具体的な数値が示してある。
	25	*p78 「既往調査による植物の生育、植生の状況」も、評価書公告前の事前着工と同様に悪質な手口である。手続きを早く進めたいためにアセス制度を形骸化するこのような手段を事業者(実体は名古屋市?)が取るのは許されない。

No	都市計画決定権者の見解
18	平成 10 年度調査は田で実施したものであり、「…セレン、砒素（農用地・田に限る）、銅（農用地・田に限る）の 26 項目は土壌の汚染に係る環境基準に適合していた。」と評価書で修正します。
19	平成 15 年度の調査地点は盛土部であり、田として利用されていないため、砒素（農用地・田に限る）、銅（農用地・田に限る）については調査対象としませんでした。
20	港区新茶屋四丁目（N201）における昭和 37 年からの累積沈下量は 131.57cm ですが、昭和 60 年までに累積沈下量は 129.51cm に達し、近年は地盤沈下について沈静化の傾向にあり、過去 5 年間の沈下量は 0.02cm となっております。また、現況の高さは名古屋港の基準面（NP）では、田の面は概ね－0.3～0m、道路面は概ね 0～＋2.0m となっております。
21	地盤の構造を把握すると同時に地盤沈下に係る予測に必要な諸定数を把握することを目的として、事業実施区域中央部を代表地点として 1 箇所ボーリング調査を実施しました。また、斎場建設にあたっては建設予定地でボーリング調査を実施します。
22	環境影響評価法における都市計画特例に基づき都市計画決定権者である名古屋市が、事業者に代わって、都市計画決定手続と併せて環境影響評価を実施しており、地盤の既往調査については、名古屋市が文献調査の補完として実施しました。
23	環境影響評価法における都市計画特例に基づき都市計画決定権者である名古屋市が、事業者に代わって、都市計画決定手続と併せて環境影響評価を実施しており、動物の既往調査については、名古屋市が文献調査の補完として実施しました。
24	準備書 p63 の既往調査の結果では、確認された種数と主な種名を記載しました。p349 ではメダカの生息状況について詳しく記載しました。
25	環境影響評価法における都市計画特例に基づき都市計画決定権者である名古屋市が、事業者に代わって、都市計画決定手続と併せて環境影響評価を実施しており、植物の既往調査については、名古屋市が文献調査の補完として実施しました。

区分	No	意見の概要
都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況	26	*p100 「学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況」は、教育施設数、病院及び社会福祉施設数しかないが、具体的名称を記載すべきである。
	27	*p115 公害関係法令及び条例等に基づく地域地区の指定状況等で「名古屋市には表 5.2.7-7 に示すように大気汚染に係る環境目標値が設定されている。」とあるが、これでは法や県条例に基づく目標値かのような誤解を与える。名古屋市環境基本条例に基づくと明記すべきである。
	28	*p128 公害関係法令及び条例等に基づく地域地区の指定状況等で「名古屋市では表 5.2.7-16 に示す水質汚濁に係る環境目標値を設定している。」とあるが、根拠条例を「名古屋市環境基本条例」と明記すべきである。「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(略称:環境保全条例)」などと混同する恐れがある。
	29	*p128 公害関係法令及び条例等に基づく地域地区の指定状況等で、水質の上乗せ排水基準の説明も根拠法を「水質汚濁防止法第3条第3項」と明記すべきである。
	30	*p135 公害関係法令及び条例等に基づく地域地区の指定状況等で「ク 地盤沈下に係るもの」で「名古屋市環境保全条例に基づき、地下水の揚水規制が実施されている。」としかないので不十分である。斎場が地下水揚水を行う可能性もあるので、規制内容を明記すべきである。
	31	*p135 公害関係法令及び条例等に基づく地域地区の指定状況等で「ク 地盤沈下に係るもの」で、名古屋市環境保全条例で名古屋市独自に「地下掘削工事に関する措置」として、揚水機の吐出口の断面積が78cm ² を超える設備を用いて、ゆう出水を排出する工事を施工する者は、「周辺の地盤及び地下水位に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」(79条)、地下水のゆう出量等の報告(81条)、地下掘削工事に係る指導(82条)で「市長は、地下掘削工事が行われることにより、その周辺の地盤又は地下水位に大きな影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該地下掘削工事を施工する者に対し、工事の方法等について必要な指導及び助言を行うことができる。」という規定があることを明記すべきである。
	32	*p139 「廃棄物等に係る関係法令等」で「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」が説明してあるが、これは、家庭・事業場からの一般廃棄物についての条例であり、建設工事に関わるものではない。現に、「環境への負荷の量の程度(12 廃棄物等)」では、この条例は無視して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき適正に処理・処分するとされている(p453)。こうした法律の関係分こそ廃棄物等に係る関係法令等として説明すべきである。

No	都市計画決定権者の見解
26	環境影響評価準備書においては事業実施区域周辺における配慮が特に必要な施設等の配置の状況を把握するため調査したもので、位置については準備書 p101、p102 に記載しました。具体的な名称については、各表の下段の出典資料をご参照ください。
27	環境目標値の根拠法令は、表 5.2.7- 7(1)については名古屋市公害防止条例（昭和 48 年名古屋市条例第 1 号）、表 5.2.7- 7(2)については名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）であることを評価書で追加記載します。
28	環境目標値の根拠法令は、表 5.2.7- 16(1)、16(3)、16(5)については名古屋市公害防止条例（昭和 48 年名古屋市条例第 1 号）、表 5.2.7- 16(2)、16(4)、16(6)については名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）であることを評価書で追加記載します。
29	水質の上乗せ排水基準の根拠法令は、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項」であることを評価書で追加記載します。
30	斎場施設では名古屋市上水道を利用する計画であり、井戸を設置して地下水を汲み上げて利用する計画はありませんので、揚水規制の対象とはなりません。
31	名古屋市環境保全条例で地下水のゆう出を伴う掘削工事についても規制が実施されている旨、評価書で追加記載します。
32	廃棄物等に係る法令として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）」がありますので、評価書で追加記載します。

区分	No	意見の概要
都市計画決定権者の意見及びそれに対する方法書についての愛知県知事の見解	33	*p143 方法書についての愛知県知事の意見で地盤について「ボーリング調査結果や土質試験結果の資料の収集に更に一層努める」に対し、都市計画決定権者の見解で「ボーリング調査結果や土質試験結果の資料の収集に努め」として「更に一層」が欠落しているが、資料の収集に努めた結果はどうだったのか、追加資料があったのかが不明である。p321 の解析断面図作成に追加資料は用いたのか。
都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	34	*p145 環境影響評価の項目並びにその選定の理由で、「事業実施区域内に斎場施設の建設が予定されていることから」、斎場の稼働、交通の集中を「新たにした。」とあるが、斎場施設の建設が予定された理由、経過、施設概要、その計画を受容した理由などを明記すべきである。特に施設概要が明確でなければ環境影響評価項目の選定理由が判断できない。排出ガス処理施設が湿式なら水環境の項目が必要であるし、建造物の規模によっては工事中の地盤環境や水環境の項目が必要である。
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	35	*p189 建設機械稼働による NOx、SPM の予測対象時期で、年平均値は工事開始後 26～37 ヶ月目としているが、その根拠を明記すべきである。単に工事台数の多い時期なのか、機種による重みを付けたのか、排出ガス量の多い時期なのか。
	36	*p189 建設機械稼働による NOx、SPM の予測対象時期で、1 時間値は工事開始後 27 ヶ月目としているが、その根拠を明記すべきである。影響を与える可能性の高い地域の周辺での工事を考慮したのか。単に工事台数の多い時期なのか、機種による重みを付けたのか、排出ガス量の多い時期なのか。

No	都市計画決定権者の見解																
33	準備書 p45～p46 に掲載しましたボーリング柱状図は、「最新名古屋地盤図」(昭和 63 年 社団法人土質工学会中部支部編)のものを使用しました。その後、事業実施区域及びその周辺におけるデータの収集に努めましたが、新たなボーリング柱状図を入手することはできませんでした。																
34	名古屋市では八事斎場 1 ヶ所で年間約 2 万件の火葬を行っておりますが、高齢者人口の増加に伴い死亡者数が増加し、近い将来八事斎場の火葬能力が限界に達すること、火葬需要のピーク時には 60～70 基の火葬炉が必要となること、大規模災害への対応と市民の利便性向上のため、分散化が必要となることから、新斎場整備の検討に入り、周辺の人家等の密集度、公法上の制限、土地利用計画の有無などの諸条件を勘案し候補地を 1 ヶ所にしぼり、平成 15 年 7 月 17 日に予定地を公表しました。 新斎場の施設設備につきましてはまだ決定をしておりますが、地元の説明している概要は次のとおりです。 <table><tr><td rowspan="2">予定地</td><td>所在地</td><td>名古屋市港区東茶屋三丁目地内</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>約 5.1ha</td></tr><tr><td rowspan="5">規模及び主な施設</td><td>建物構造</td><td>鉄筋コンクリート造 2 階建</td></tr><tr><td>建築面積</td><td>約 10,000 m²</td></tr><tr><td>延床面積</td><td>約 13,000 m²</td></tr><tr><td>主な施設</td><td>火葬炉 30 基、告別室 10 室、収骨室 10 室、待合室 30 室</td></tr><tr><td>使用燃料</td><td>都市ガス 13A</td></tr></table> なお、斎場施設の稼働による大気質、騒音、振動の予測に必要な条件につきましては、それぞれの項目のところに記載しました。	予定地	所在地	名古屋市港区東茶屋三丁目地内	敷地面積	約 5.1ha	規模及び主な施設	建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	建築面積	約 10,000 m ²	延床面積	約 13,000 m ²	主な施設	火葬炉 30 基、告別室 10 室、収骨室 10 室、待合室 30 室	使用燃料	都市ガス 13A
予定地	所在地		名古屋市港区東茶屋三丁目地内														
	敷地面積	約 5.1ha															
規模及び主な施設	建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建															
	建築面積	約 10,000 m ²															
	延床面積	約 13,000 m ²															
	主な施設	火葬炉 30 基、告別室 10 室、収骨室 10 室、待合室 30 室															
	使用燃料	都市ガス 13A															
35	準備書 p196 に示したように整地工、調整池築造工、水路築造工、道路築造工及び斎場建設工事が重複する時期に、大気汚染物質の排出量が最大となるものと想定し、予測対象時期を工事開始後 26～37 ヶ月目に設定しました。																
36	準備書 p197 に示したように整地工、調整池築造工、水路築造工、道路築造工及び斎場建設工事が重複する時期に、大気汚染物質の排出量が最大となるものと想定し、予測対象時期を工事開始後 27 ヶ月目に設定しました。																

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	大気質	37	*p193 建設機械稼動による NOx、SPM の年平均値予測条件の内、整地工の普通ブルドーザ(21t)、ダンプトラック(10t)の年間稼動台数がともに 227 台/年となっているが少なすぎる。これでは 1 日に各 1 台稼動するだけだが、敷き均しの台数だけと思われる。同じ大気予測でも p230 の沿道の工事用大型車の予測条件は A 地点 152、B 地点 150、C 地点 126、D 地点 128 で合計 556 台/日、実台数は半分の 278 台/日となる。1 日にこの 278 台が整地工事の場所に搬入してくるはずである。しかも低速なので排出係数は大きくなる。この搬入車両の排出ガスを追加して再予測すべきである。
		38	*p193 建設機械稼動による NOx、SPM の年平均値予測条件の内、斎場建設工事で「雨水貯留施設工事」があるが、この目的、深さ、面積、構造などを事業計画で明記すべきである。 p193 斎場建設工事で「雨水貯留施設工事」があるが、クローラクレーンを何台も使うので相当深いと思われるので、周辺の地盤沈下を起こす危険性について予測すべきである。
		39	*p193 建設機械稼動による NOx、SPM の年平均値予測条件の内、斎場建設工事で「雨水貯留施設工事」があるが、バックホウ(0.6m³)69 台と、バックホウ(0.6m³)148 台と同じバックホウが併記してあるが、どちらかはバックホウ(0.35m³)の間違いと思われる。この部分の誤記だけなのか、予測代入条件も間違えているか、再検討が必要である。
		40	*p193 建設機械稼動による NOx、SPM の 1 時間値予測条件の内、年平均値予測条件にあった建設機械が含まれていないものがあるが、間違いはないのか。例えば①調整池築造工の生コン車は年間 256 台もあるのに、この 1 時間値予測の時だけ稼動していないのか。②道路築造工では年間で 7 種類の建設機械が稼動するのに、この 1 時間値予測の時はバックホウ 1 台が稼動するだけなのか。③雨水貯留施設工事ではバックホウ(0.6m³)が、年間で 2 分類されているが、この 1 時間値予測の時は 1 台、2 台、1 台と 3 分類されているが意味はあるのか。
		41	*p195 建設機械稼動による NOx、SPM の「各建設機械の諸元」で排ガス対策が「有」と「無」で分類されているが、「有」は第 1 次基準値対応か、第 2 次基準値対応かを明記すべきである。
		42	*p195 建設機械稼動による NOx、SPM の「各建設機械の諸元」で、パイプロハンマ(75kVA)の燃料消費率が 0.170L/kW・h となっているが、出典の「建設機械等損料率 平成 17 年度版」では、排ガス対策「有」の機種はいずれも燃料消費率が 0.305L/kW・h である。3 台も同時稼動して排ガス量が多くなるため、小さな排出量にするための操作をしたのではないか。

No	都市計画決定権者の見解
37	整地工における土砂搬入のためのダンプトラックは、荷降しのために数分間稼働し、終了後ただちに場外へ移動するため、延べ時間で換算すると1日1台程度と考えております。 また、工事用車両の最大となる時期は37～48ヶ月目と想定し、その時期に該当する工種で発生する大型車両を延べ278台/日と設定しました。
38	名古屋市では、雨水流出を抑制するために一時的な貯留や地下への浸透などの対策を進めております。新斎場につきましても、できるだけ雨水流出の抑制を図るため、関連整備用地を含めた約6.3haの敷地に降った雨水を一時的に溜めるための約2,520m³の貯留施設の設置を想定しております。 今後、斎場建設工事の具体化にあたりましては、地元の方々からご意見、ご要望をいただいて計画に反映させていくとともに、周辺への影響に十分配慮して進めてまいります。
39	雨水貯留施設工事のバックホウ(0.6m³)については、工事種及び作業時期が異なるため別掲としました。なお、69台については杭工事と土工で使用するもので、148台については掘削工と法面工で使用するものです。その旨評価書で追加記載します。
40	① 1時間値の予測時期である27ヶ月目は生コン車の使用を想定していません。 ② 1時間値の予測時期である27ヶ月目の道路築造工はバックホウ以外の使用を想定していません。 ③ 1時間値の予測時期である27ヶ月目の雨水貯留施設工事では、杭工事、掘削工、法面工、土工の工事種が異なるため別掲としました。その旨評価書で追加記載します。
41	大気汚染物質の排出量の算出については、準備書p191の表9.1.1-8(1)エンジン排出係数原単位及びp192の表9.1.1-8(2)ISO-C1モードにおける平均燃料消費率は「道路環境影響評価の技術手法」((財)道路環境研究所、平成12年11月)を使用したため、排ガス対策の有無を記載しております。
42	バイブロハンマには油圧式と電力式があり、本工事では騒音に配慮して電力式を用いる計画としていることから、電力式バイブロハンマに使用する発電機(75kVA)の燃料消費率(0.170L/kW・h)としました。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	大気質	43	*p196 建設機械稼働による NO _x 、SPM の年平均値予測条件の各排出源の配置は、東茶屋 3 丁目の地区を中心に事業予定地の南側に集中しているが、方法書に対する愛知県知事意見は「学校、病院等の特に環境保全に配慮が必要な施設が立地し、住宅地にも隣接していることから…できる限り環境負荷の低減を図ること。」とあり (p142)、南陽東中学校への影響が一番大きいケースとして、東茶屋一丁目や東茶屋二丁目など事業予定地北東部に排出源がある時期での予測をすべきである。
		44	*p197 建設機械稼働による NO _x 、SPM の 1 時間値予測条件の各排出源の配置は、東茶屋 3 丁目の地区が 1 時間値の総量としては最大の配置かもしれないが、東茶屋一丁目や東茶屋二丁目など、西茶屋荘など住宅が集中する地域に近い部分の方が影響が大きいと思われる。この比較検討をすべきである。
		45	*p205 建設機械稼働による NO _x 、SPM の評価の結果で「建設機械の稼働の分散化…により、…回避・低減されているものと判断する。」とあるが、建設機械の稼働の分散化をどのようにしたかが判断できる資料を記載すべきである。
		46	*p205 建設機械稼働による NO ₂ の評価の結果で、年平均値について「建設機械の稼働による寄与は少なく」とあるが、NO ₂ 日平均値の 98%値は現状の 0.042ppm が 0.050ppm と 2 割増しになる予測結果である。南陽支所の NO ₂ 環境濃度が、突然これだけ上昇すれば大きな問題としてとりあげられるはずである。評価を再検討すべきである。
		47	*p206 建設機械稼働による NO ₂ の評価の結果で、1 時間値について「建設機械の稼働による寄与は少なく」とあるが、NO ₂ 1 時間値は現状の 0.081ppm が 0.158ppm と 2 倍近くになる予測結果である。文章表現を修正し、更なる対策を検討する必要がある。
		48	*p208 建設機械稼働による降下ばいじん量の予測条件で、A:季節別施工範囲の面積 (m ²) が記載されていない。p211 の図面では読み取れない。予測に直接影響する重要な値なので「施工範囲を風向別に細分割し」の内容とともに明記すべきである。
		49	*p209 建設機械稼働による降下ばいじん量の予測条件で、予測対象時期を「降下ばいじん量が最大となると想定される時期とし、工事開始後 29 ヶ月目とした。」とあるが、その根拠を明記すべきである。また、p189 の NO _x 、SPM の予測対象時期で、年平均値は工事開始後 26～37 ヶ月目としたこととの違いを記載すべきである。
		50	*p211 建設機械稼働による降下ばいじん量の予測条件の各ユニットの施工範囲は、東茶屋 3 丁目の地区が総量としては最大の配置かもしれないが、東茶屋一丁目や東茶屋二丁目など、西茶屋荘など住宅が集中する地域に近い部分の方が影響が大きいはずである。この比較検討をすべきである。

No	都市計画決定権者の見解
43	南陽東中学校の東側における建設工事の実施時期には斎場建設工事は終了しており、建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の排出量は減少すること、東寄りの風（東北東～東南東）の出現率は4.9%程度であることから、影響は小さいものと考えられます。
44	建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の予測は、建設機械からの排出量のピークの時期に行いました。西茶屋荘の東側における建設工事の実施時期には斎場建設工事は終了しており、建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の排出量は減少することから、影響は小さいものと考えられます。
45	建設機械の稼働については、住宅地に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働を極力避けるとともに、その他の区域についても異工種の同時稼働がないようできる限り分散化を図るものです。本事業においては施工面積が広く、工事期間が長いことから、建設機械の稼働の分散化が図られるものと考えられます。
46	建設機械の稼働における大気質への影響は、工事の実施による大気汚染物質の排出量が最大の時期であり、なおかつ、大気汚染物質の濃度が最大となる場所での予測結果で示しております。また、建設工事は一時的なものであり、排出ガス対策型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避などにより、影響は小さくなるものと考えられます。
47	建設機械の稼働における大気質への影響は、工事の実施による大気汚染物質の排出量が最大の時期であり、なおかつ、大気汚染物質の濃度が最大となる場所での予測結果で示しております。また、建設工事は一時的なものであり、排出ガス対策型の建設機械の積極的な採用、建設機械の稼働の分散化、住宅地に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働の回避などにより、影響は小さくなるものと考えられます。
48	準備書 p208 の予測式は、「道路環境影響評価の技術手法」（（財）道路環境研究所、平成12年11月）を用いました。A：季節別施工範囲の面積（m^2）はp211の施工範囲の図から季節別の変化は少ないものと仮定し、各季節とも同じ施工範囲としました。また、風向は16方位とし、施工範囲を風向別に細分割し、該当する面積を算出しました。
49	準備書 p209 に示したように整地工、調整池築造工、水路築造工、道路築造工及び斎場建設工事が重複する時期に、降下ばいじん量の排出量が最大となるものと想定し、予測対象時期を工事開始後29ヶ月目に設定しました。
50	西茶屋荘の東側における建設工事の時期には斎場建設工事は終了しており、建設機械の稼働に伴う降下ばいじん量の発生量は減少すること、東寄りの風（東北東～東南東）の出現率は4.9%程度であることから影響は小さいものと考えられます。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	大気質	51	*p217 建設機械稼働による降下ばいじん量の予測結果が「南東側境界付近において最大 1.76t/km ² /月と予測され、降下ばいじん量に係る参考値 10t/km ² /月を下回っている。」とあるが、建設機械稼働による降下ばいじん量だけを予測するのは不十分である。バックグラウンド濃度との比較も行うべきである。何のために p18 で「降下ばいじん」の経年変化を調べたのか。港区では 7～11 年度で 2.1～3.4t/km ² /月であり、5 割増しになる可能性が高い。現地調査を行った上で、更なる対策を検討する必要がある。
		52	*p217 建設機械稼働による降下ばいじん量の予測結果が「南東側境界付近において最大 1.76t/km ² /月と予測され、降下ばいじん量に係る参考値 10t/km ² /月を下回っている。」とあるが、この参考値は冬季の降下ばいじん量が 20t/km ² /月を超えるレベルに収めることを目的とした「スパイクタイヤ法」のスパイクタイヤの禁止をする地域指定要件であり、一般環境で適用するような性格のものではない。
		53	*p226 大気予測(工事用車両)で、予測対象時期を「工事開始後 37～48 ヶ月目の 1 年間」とした根拠を記載すべきである。
		54	*p227 大気予測地点(工事用車両)で、A、C、D、E の 4 地点に至る運行ルートが示されているが、現地調査で「学校、病院、住居等が存在する地域あるいは将来の立地が見込まれる地域とした」5 調査地点のうち B 地点戸田荒子線西側はどうするのか。この 4 道路しか通行しない計画と理解していいのか。
		55	*p227 大気予測地点(工事用車両)で、A、C、D、E の 4 地点に至る運行ルートが示されているが、南陽東中学校や西茶屋荘の西隣の万場藤前線は工事車両は通行禁止の計画と理解していいのか。
		56	*p229 大気予測(工事用車両)の予測条件で、走行速度を「規制速度の 50km/h とした」根拠を確認すべきである。p230 の「名古屋市交通量調査」では実際の走行速度を調査しているはずである。この値と規制速度を比較し設定すべきである。予測方法の「道路環境影響評価の技術手法」(第 2 巻 p20、p28)では、規制速度を基本としつつも「沿道環境の保全の観点から適切な値を用いることができる。」として、規制速度が 50km/h のときは平均走行速度として、もっとも排出係数の大きい 40km/h を「目安に、一般道路の走行速度を設定することができる。」とされている。
		57	*p229 大気予測(工事用車両)の予測条件で、「排出係数は平成 22 年度を想定し「国土技術政策総合研究所資料第 141 号 自動車排出係数の算定根拠」(平成 15 年国土交通省国土技術政策総合研究所)より作成」とあるが、出典の算定根拠のどの部分をどう使い算定したのか、その算定方法を明記すべきである。

No	都市計画決定権者の見解
51 ～ 52	降下ばいじんに係る予測については「面整備事業環境影響評価技術マニュアル[Ⅱ]」p62に、「工事寄与の予測結果を降下ばいじんに係る参考値[10 (t/km²/月)]と比較して行う。」と記載されており、この参考値は降下ばいじんのバックグラウンド濃度が比較的高い地域[10 (t/km²/月)]の工事等による負荷がある場合においても生活環境を保全することができる」と説明されています。
53	工事用車両の運行に伴う大気汚染物質の予測対象時期は、整地工、調整池築造工、水路築造工、道路築造工及び斎場建設工事が重複することにより大型車発生台数が最大となる37～48 ヶ月目と想定しました。
54	方法書段階では工事用車両の運行ルートとして5ルートを想定しておりましたが、その後B地点は通らない計画としました。
55	工事用車両の運行ルートとしては主に国道 302 号、東海橋線、戸田荒子線を想定しておりますが、東海橋線からは万場藤前線を通行して事業実施区域に至るルートも想定しております。
56	当地域における幹線道路の車両の走行速度は、規制速度の 50km/h で設定しました。
57	排出係数は、「国土技術政策総合研究所資料第 141 号 自動車排出係数の算定根拠」の p182 に掲載された年度毎、車種別、速度別の表から抜粋しました。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	大気質	58	*p230 大気予測(工事用車両)の予測条件で、「工事中における一般交通量(背景交通量)は、平成 17 年度名古屋市交通量調査の結果を基に」とあるが、そのもとになる 17 年度道路交通センサス調査は、平成 17 年 12 月 16 日に調査が終了し、18 年春速報値公表を目指すという中部地方整備局の記者発表までは承知しているが、この準備書が縦覧された時点では、まだ速報値公表はされていない。行政当局の馴れ合いで未公表資料を用いたのか。
		59	*p232 大気予測(工事用車両)の NO ₂ 予測結果で地点 D の東海橋線で年平均値(合成値)が 0.026ppm となっているが、現状の交通量による年間四季の平均値は 0.033ppm であり(p221)、少し性格の異なる平均とはいえ、あまりにも予測値が小さすぎる。現状の交通量などを用いて予測手法、代入条件の再現性を検討すべきである。これでは何のための現地調査なのか疑問である。
		60	*p232 大気予測(工事用車両)の SPM 予測結果で地点 C の名古屋環状 2 号線で年平均値(合成値)が 0.035ppm、地点 D の東海橋線で 0.035ppm、地点 E の戸田荒子線で 0.035ppm となっているが、現状の交通量による年間四季の平均値はそれぞれ 0.036ppm、0.038ppm、0.039ppm であり(p221)、少し性格の異なる平均とはいえ、あまりにも予測値が小さすぎる。現状の交通量などを用いて予測手法、代入条件の再現性を検討すべきである。これでは何のための現地調査なのか疑問である。
		61	*p232 工事車両による NO _x 、SPM の予測がしてあるが、建設機械稼働からの NO _x 、SPM も加えて環境への影響を評価すべきである。発生源は異なっても人が暴露される NO _x 、SPM は同一であり、評価方法も同じため可能はずである。
		62	*p237 工事車両による降下ばいじん量の予測結果が「道路端において最大 2.42t/km ² /月と予測され、降下ばいじん量に係る参考値 10t/km ² /月を下回っている。」とあるが、この参考値は冬季の降下ばいじん量が 20t/km ² /月を超えるレベルに収めることを目的とした「スパイクタイヤ法」のスパイクタイヤの禁止をする地域指定要件であり、一般環境で適用するような性格のものではない。
		63	*p237 による降下ばいじん量の予測がしてあるが、バックグラウンド濃度も加えて環境への影響を評価すべきである。
		64	*p237 工事車両による降下ばいじん量の予測がしてあるが、建設機械稼働からの降下ばいじんも加えて環境への影響を評価すべきである。発生源は異なっても人が暴露される降下ばいじんは同一であり、評価方法も同じため可能はずである。

No	都市計画決定権者の見解
58	平成 17 年度名古屋市交通量調査は、名古屋市が行ったもので、事業者に代わって都市計画決定権者である名古屋市が環境影響評価を実施することから、データの一部を使用したものです。
59	現地調査年度におけるD地点の日交通量は 39,901 台に対して、予測時の日交通量は 35,918 台（一般車両 35,736 台、工事用車両 182 台）であり、現地調査時より 1 割程度少ない交通量を採用しました。 また、予測年度においてはディーゼル車、ガソリン車の排出ガス規制が強化され、平成 17 年、平成 21 年規制により排出係数が小さくなることから、予測値が低くなったものと考えられます。
60	予測年度においてはディーゼル車、ガソリン車の排出ガス規制が強化され、平成 17 年、平成 21 年規制により排出係数が小さくなることから、予測値が低くなったものと考えられます。
61	工事用車両の運行に伴う大気汚染物質の予測は「道路環境影響評価の技術手法」（（財）道路環境研究所、平成 12 年 11 月）に沿って実施しており、本書には「バックグラウンド濃度とは、予測対象道路以外の移動発生源、固定発生源、群小発生源及び自然界等すべてに由来する大気質濃度に相当するものをいう。」と記載されています。工事用車両による大気汚染物質の予測は、本書による手法を採用いたしました。
62 ～ 63	降下ばいじんに係る予測については「面整備事業環境影響評価技術マニュアル[Ⅱ]」p72 に、「工事寄与の予測結果を降下ばいじんに係る参考値[10 (t/km²/月)]と比較して行う」と記載されており、この参考値は降下ばいじんのバックグラウンド濃度が比較的高い地域の値[10 (t/km²/月)]の工事等による負荷がある場合においても生活環境を保全することができると説明されています。
64	工事用車両の運行に伴う降下ばいじんの予測は「面整備事業環境影響評価技術マニュアル[Ⅱ]」によると、四季別に工事用車両より発生する降下ばいじん量を予測することになっています。 工事用車両の運行に伴う降下ばいじんの最大値は 2.42 t/km²/月であり、建設機械の稼働に伴う降下ばいじんの最大値は 1.76 t/km²/月であります。予測場所、予測時期は異なるものの仮に最大値どうしを合計したとしても 4.18 t/km²/月であり、降下ばいじんに係る参考値[10 (t/km²/月)]を下回ることから、影響は小さいものと考えられます。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	大気質	65	*p244 斎場施設の稼働による NO ₂ 、SPM、ダイオキシン類の予測式の代入条件で、u:煙突頭頂部における風速が不明である。風速または煙突頭頂部面積を記載すべきである。代入条件のないものは準備書とは見なせない。
		66	*p247 斎場施設の煙源条件が示してあるが、燃料の種類とその性状を記載すべきである。排出濃度で SO ₂ がないのは、硫黄分を含む重油や灯油を使わないということか。
		67	*p247 斎場施設の煙源条件が示してあるが、排出ガス処理施設の概要を記載すべきである。各物質の処理前濃度、NO _x を 60ppm に押さえる方法、ばいじんを 0.01g/m ³ N に押さえる方法、ダイオキシン類を 0.1ng-TEQ/m ³ N に押さえる方法、ダイオキシン類対策として燃焼後急冷する設備の有無、空冷なのか水冷なのかなどが不明であり、示された排出濃度が達成できるかどうか判断もできない。
		68	*p247 斎場施設の煙源条件が示してあるが、湿り排ガス量が 12,300m ³ N/h/基ということは 30 基で 36 万 9 千 m ³ N/h もの大きな排ガス量だが、排出濃度を見かけ上で下げるため、空冷と称して膨大な空気で薄めているのではないか。排ガス計算の概要を記載すべきである。
		69	*p247 斎場施設の煙源条件が示してあるが、火葬炉 30 基だけではなく、「主燃焼炉では 800℃以上の高温で燃焼し更に再燃焼炉では 800℃以上で臭気成分を分解する」(p306)とある。火葬炉とは主燃焼炉と再燃焼炉を含めたものなのか、燃焼ガス中の酸素濃度などを含め、排ガス計算の概要を記載すべきである。
		70	*p255 供用時の交通の集中(NO ₂ 、SPM)の予測地点で、E 地点(戸田荒子線)の幅員が 20m となっているが、p 2 では「都市計画道路戸田荒子線(市道)については、幅員 28m に拡幅する。」と矛盾する。どちらかが間違っているのか、それとも予測時点の平成 29 年度はまだ戸田荒子線の拡幅は済んでいないということか。
		71	*p255 供用時の交通の集中(NO ₂ 、SPM)の予測条件で、「排出係数は平成 29 年を想定し「国土技術政策総合研究所資料第 141 号 自動車排出係数の算定根拠」(平成 15 年国土交通省国土技術政策総合研究所)より作成」とあるが、出典の算定根拠のどの部分をどう使い算定したのか、その算定方法を明記すべきである。
		72	*p259 供用時の交通の集中(NO ₂ 、SPM)の評価で「事業者の実行可能な範囲内において回避・低減されるものと判断する。」とあるが、この場合の事業者はこの準備書 p1 の事業者(仮称)茶屋新田土地区画整理組合ではなく、斎場の事業者の名古屋市のはずであり、表現が間違っている。

No	都市計画決定権者の見解
65	南陽支所における風速の観測高さは地上 13mであり、斎場施設の排気筒の地上高は地上 15mであることから、南陽支所の風速データを換算して使用しております。また、斎場施設の実施設計は行っていないため、排気筒の構造については決定したものではありませんが、予測条件として排気筒出口は直径 1 m の円形を想定しました。
66	新斎場の火葬炉で使用する燃料は都市ガス 13A です。その旨評価書に追加記載します。
67	排出ガス処理施設については決定したものではございませんが、準備書 p247 の表 9.1.1-36 に示した排出濃度以下にするため、主燃焼室からの排ガスを再燃焼室で 800℃以上で再燃焼させる、集じん装置（バグフィルター）の設置、触媒脱硝装置の設置、燃料に都市ガス 13A を使用するなどの対策があります。 また、再燃焼室の出口で 800℃以上の高温になっている排ガスを集じん装置（バグフィルター）に送るためには 200℃以下に温度を下げる必要があります、大量の空気を混入させて急冷する方式と、熱交換器を用いて急冷する方式の 2通りの方式があり、排出ガス量としては空気冷却方式の方が多くなることから、予測の煙源条件は空気冷却方式を採用したときの排出ガス量を記載しました。
68	火葬炉出口の排ガスの温度は約 800℃の高温であり、排ガス処理装置（集じん装置）のろ布の耐熱温度が約 200℃であること、250～400℃の温度域ではダイオキシン類が再合成されやすいことから、空気を強制的に送り込んで急冷する必要があります。なお、最近竣工したほとんどの斎場が空気冷却方式を採用しております。
69	厚生省が平成 12 年 3 月に通知した「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」によれば、1 つの主燃焼室に 1 つの再燃焼室を組み合わせ設置することがダイオキシン類の削減対策になるため、再燃焼室を備えている火葬炉を導入する考えです。
70	戸田荒子線の代表幅員としては 20m です。ただし、事業実施区域内の区間については幅員を 28m に都市計画変更し、歩道拡幅を行う計画としています。
71	排出係数は、「国土技術政策総合研究所資料第 141 号 自動車排出係数の算定根拠」の p181 に掲載された年度毎、車種別、速度別の表から抜粋しました。
72	「墓地、埋葬等に関する法律」における火葬場の経営者は名古屋市であり、その旨評価書で修正します。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	騒音	73	*p263 建設機械の稼動による騒音予測で、代入条件の r_i (音源 i と予測地点の距離) が不明である。ユニットの配置図が p266 にあるが、これでも音源からの距離はわからない。代入条件は全て記載すべきである。代入条件のないものは準備書とは見なせない。予測式から逆算すると $r=14\text{m}$ となるが、図からはもう少し大きい。 ($L_{A5} = L_{Aeq} + \Delta L = L_{Aeq} + 5 = 82 \cdots L_{Aeq} = 77$ $L_{Aeq}(77) = L_{wi}(108) \cdot 8 \cdot 20 \log(r) \cdots r=14$)
		74	*p264 建設機械の稼動による騒音予測で、予測地点が「福祉施設、住居に最も近接する工事敷地境界及び事業実施区域の北側に隣接する市営西茶屋荘付近とした。」とあるが、市営西茶屋荘までの距離も不明であるが、p6 の地図では 50m 近く離れているのに (p266 の地図では西茶屋荘の配置は消されている)、図面上の予測地点は 20m 程度しか離れていないように見える。予測式から逆算すると 35m となる ($108 - 8 - 20 \log(35) = 69$)。やはり予測式の代入条件は記載すべきである。
		75	*p264 建設機械の稼動による騒音予測で、予測地点が「福祉施設、住居に最も近接する工事敷地境界及び事業実施区域の北側に隣接する市営西茶屋荘付近とした。」とあるが、市営西茶屋荘付近の工事敷地境界で、騒音規制法の規制基準を遵守できるかを予測すべきである。
		76	*p266 建設機械稼動による騒音予測で、市営西茶屋荘付近の予測におけるユニットの位置が、市営西茶屋荘からはるか南の地点であるのは不可解である。方法書に対する愛知県知事意見は「学校、病院等の特に環境保全に配慮が必要な施設が立地し、住宅地にも隣接していることから…できる限り環境負荷の低減を図ること。」とあり (p142)、南陽東中学校への影響が一番大きいケースとして、東茶屋一丁目や東茶屋二丁目など事業予定地北東部に排出源がある時期での予測をすべきである。
		77	*p266 建設機械稼動による騒音予測で、ユニットの位置を、N01 きよすみ荘近くの工事敷地境界、N02 市営西茶屋荘付近での盛土工に限定しているが、市営西茶屋荘の東側で調整池を築造する計画である (p6)。この調整池築造工事も予測対象とすべきである。
		78	*p267 建設機械稼動による騒音予測で、「環境影響の程度は極めて小さいと判断されるため、環境保全のための措置は講じないものとする。」とあるが、N01 きよすみ荘の現況騒音レベル (L_{Aeq}) は昼間で 52dB で環境基準に適合している (p262)。この状況が建設工事で 77dB (L_{Aeq}) になる (p267)。つまり、25dB もの騒音増加があることになる。数字を見ただけでも「影響の程度は極めて小さい」などと言えないことは明らかである。まして騒音の dB は音源が 2 倍で +3dB、10 倍で +10dB、100 倍で +20dB という計算になるので、きよすみ荘ではいままでの騒音源が 100 倍以上になることと同じといつてもない事態である。建設作業の規制基準は守って当然の値である。現況の騒音を大きく上回るので、防音壁などの環境保全措置を検討する必要がある。

No	都市計画決定権者の見解
73	建設機械の稼働による騒音予測では「日本音響学会 ASJ CN-Model 2002」を用いており、騒音源は予測地点と音源の距離が短いほど、細分割して面音源とみなしております。 予測では1日の稼働範囲を想定し、工事敷地境界より5m離し、20m（東西方向）×25m（南北方向）の範囲を稼働するものとし、騒音源を適切に分割し、予測しました。
74	工事敷地境界から市営西茶屋荘の直近建物までの水平距離は約20mです。その旨評価書で追加記載します。
75	No1 きよすみ荘付近と No2 市営西茶屋荘付近での予測対象とした工種は整地工で、予測条件は同様であることから、工事敷地境界では予測結果は同じ82dBになります。
76	工事敷地境界から市営西茶屋荘の直近建物までの水平距離は約20mです。南陽東中学校付近の万場藤前線における道路幅員が20mであることから、市営西茶屋荘付近における予測結果と同様となるものと考えられます。なお、東茶屋一丁目では既存宅地が多くあり、整地工の工事量は少なくなると考えられます。
77	調整池築造工における掘削工事のユニットのパワーレベルは104dBであり、整地工のユニットのパワーレベルは108dBです。整地工と調整池築造工の施工時期は異なるので、音源のパワーレベルが高い整地工で予測・評価しました。
78	建設工事においては一定の騒音を伴うことから、特定建設作業に係る騒音の基準が定められております。建設工事に伴う騒音の予測結果は特定建設作業に係る騒音の基準85dBを下回っております。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	騒音	79	*p269 道路交通騒音レベルの調査結果表があるが、道路のどちら側(東か西か、南か北か)を記載すべきである。用途地域が道路を隔てて異なることがあり、その場合は環境基準も異なることがある。また、交通量が上下線で異なるため道路のどちら側で調査したかは重要な要素である。
		80	*p272 建設工事車両の騒音予測地点が、A、C、D、Eの4地点とされているが、現地調査のA、B、C、D、Eの5地点からB地点(戸田荒子線の事業地西側)を予測地点を削除した理由はなにか。現地調査はB地点も予測するつもりで平成15年12月に調査したが、それ以降、工事計画を変更してこの部分は工事車両通行禁止としたのか。
		81	*p272 建設工事車両の騒音予測対象時期が「工事車両台数が最大となる時期として、工事開始後37ヶ月後とした。」とあるが、その根拠、工事期間全体にわたる路線別の車両台数を記載すべきである。
		82	*p273 建設工事車両の騒音予測条件の交通量が「9章第1節1-3」で示した方法と同様に算出したとあるが、正確には資料p483~のように一般車両を推計し、工事車両は工事計画から設定したはずである。そのように表現すべきであるし、そもそも、大気予測の大型車、小型車の2分類と異なり、大型車、中型車、小型貨物車、乗用車の4分類に変えた理由を明記すべきである。
		83	*p273 建設工事車両の騒音予測条件の交通量が「9章第1節1-3」で示した方法と同様に算出したとあるが、大気予測条件のように路線別の交通条件を記載すべきである。
		84	*p273 建設工事車両の騒音予測条件の走行速度を「規制速度の50km/hとした」としたとあるが、その根拠を確認すべきである。p230の「名古屋市交通量調査」では実際の走行速度を調査しているはずである。この値と規制速度を比較し設定すべきである。予測方法の基になった「道路環境影響評価の技術手法」(第2巻、p209、211)では、規制速度を基本としつつも「沿道環境の保全の観点から適切な値を用いることができる。」として、「必要に応じ法定速度(又は規制速度)よりも10km/h程度高めに設定した速度のことをいう。」とされ、自動車のパワーレベルを大きめに設定することができるとされている。
		85	*p273 建設工事車両の騒音予測結果表で、表題も表中の項目も「騒音レベル」というだけだが、表の注で「昼間とは午前6時から午後10時までをいう。」とあるから、昼間の予測結果のはずであるので、その旨を明記すべきである。
		86	*p273 建設工事車両の騒音予測結果で地点Aの名古屋環状2号線で、現状の交通量による騒音レベルは昼間60dBであるが(p269)、将来の一般車両のみの騒音レベルは昼間西側66dB、昼間東側69dBであり、あまりにもへだたりがある。ちなみに現状の交通量は合計17,823台/日(p269)、将来の交通量は17,363台/日(p487の北行きと南行きを合計)とほとんど変わらない。あまりにも予測値が小さすぎる。現状の交通量などを用いて予測手法、代入条件の再現性を検討すべきである。これでは何のための現地調査なのか疑問である。走行速度が規制速度の50km/hを相当超えているためこうした結果になったのではないか。

No	都市計画決定権者の見解
79	準備書 p219 図 9.1.1-11 に示したとおり、A：西側、B：北側、C：西側、D：北側、E：北側となっております。
80	方法書段階では工事用車両の運行ルートとして5ルートを想定しておりましたが、その後B地点は通らない計画としました。
81	工事用車両の運行に伴う騒音の予測対象時期は、整地工、調整池築造工、水路築造工、道路築造工及び斎場建設工事が重複することにより大型車発生台数が最大となる37ヶ月目を想定しました。
82	大気質の予測では「道路環境影響評価の技術手法」に基づき大型車、小型車の2車種分類で行いました。騒音の予測では「日本音響学会のASJ RTN-Model 2003」に基づき大型車、中型車、小型貨物車、乗用車の4車種分類で行いました。
83	工事用車両の騒音予測条件の交通量は、準備書 p487～p488 に路線別、時刻別、車種別に記載しております。
84	当地域における幹線道路の車両の走行速度は、規制速度の50km/hで設定しました。
85	準備書 p273 表 9.1.2-9 の道路交通騒音レベルの予測結果は昼間時間帯のものであり、その旨評価書で追加記載します。
86	工事用車両の運行に伴う騒音予測は「日本音響学会 ASJ RTN-Model 2003」により実施しました。また、A地点での騒音レベルの測定は、JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づき、国道302号の西側道路端（南陽中学校プール横付近）の地上1.2mに騒音計を設置し、周波数補正回路はA特性として実施しました。 A地点における予測時の状況はアスファルト舗装を想定しており、現況とは異なるため差が生じたものと考えられます。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	騒音	87	*p273 建設工事車両の騒音予測結果で、「騒音レベルの増加は1 dB 未満」は「騒音レベルの増加は1 dB 以下」の間違いである。それとも、準備書には記載がない小数点以下の計算でそうなるのか。それならそれが理解できるように表現すべきである。
		88	*p273 建設工事車両の騒音予測結果で、「環境影響の程度は小さいものと予測される。」とあるが、A地点では現状の60dBが66～69dBと増加する。再現性も確認しない予測式で工事車両がある場合とない場合の差がほとんどないから問題なしとするのは許されない。まずは、現状がどれだけ悪化するかを評価すべきである。
		89	*p273 建設工事車両の騒音予測結果で、「環境影響の程度は小さいものと予測される。」とあるが、E地点では現状の57dBが69dBへと大きく増加する。いくら2車線が4車線に拡幅されるからといっても、現状が10dB以上増加するのは騒音源が10倍以上になるのと同じことであり、拡幅と工事車両により、現状がどれだけ悪化するかを評価すべきである。
		90	*p274 建設工事車両の騒音予測で、環境保全のための「本事業の実施による環境影響の程度は小さいと判断されるため、環境保全のための措置は講じないものとする。」とあるが、E地点では本事業の延長で2車線が4車線に拡幅されることもあり、現状の57dBが10dB以上増加する。このため、戸田荒子線全線に渡り、歩道の拡幅、低層遮音壁の設置など、何らかの保全措置が必要である。また、E地点の戸田荒子線は幅員20.0mのため、歩道は2.95mしかないが、D地点の東海橋線は幅員25.0mのため、歩道は4.5mある(p228)。
		91	*p276 斎場施設の稼働の環境騒音調査地点図で、斎場建設予定地がp6の土地利用計画、p196の大気予測の各排出源の配置、p246大気質予測計算範囲などと全て異なる。どれが正しいのか。敷地境界線は騒音、振動の規制基準の適否に必要な要素であり、明確にしておく必要がある。
		92	*p279 斎場施設の稼働の騒音予測条件で、ri:音源から室内放射面中心までの距離がわかるよう、室内の各音源配置図を寸法入りで記載すべきである。代入条件のないものは準備書とは見なせない。
		93	*p279 斎場施設の稼働の騒音予測条件で、Si:音源室内の仕上げ部材毎の面積を記載すべきである。代入条件のないものは準備書とは見なせない。
		94	*p279 斎場施設の稼働の騒音予測条件で、TL:透過損失を壁材料毎、周波数毎に記載すべきである。代入条件のないものは準備書とは見なせない。
		95	*p279 斎場施設の稼働の騒音予測条件で、So:放射面の面積(高さ、水平距離)を壁材料毎に記載すべきである。また、ガラス面はどう扱ったか記載すべきである。代入条件のないものは準備書とは見なせない。

No	都市計画決定権者の見解
87	準備書 p 273 の表 9.1.2- 9 のE地点北側の予測結果では、一般車両のみの運行時には 69dB、一般車両に工事用車両が加わったときは 70dB となっておりますが、小数点以下第 1 位までを表示すると 69.4dB と 69.6dB であり、その増加分は 0.2dB であることから、1dB 未満と記載いたしました。 環境基準との対比における騒音レベルの表示は整数で表示することになっているため、予測結果は整数表示といたしました。
88	工事用車両の運行に伴う騒音予測は「日本音響学会 ASJ RTN-Model 2003」により実施しました。また、A地点での騒音レベルの測定は、JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づき、国道 302 号の西側道路端（南陽中学校プール横付近）の地上 1.2mに騒音計を設置し、周波数補正回路はA特性として実施しました。 A地点における予測時の状況はアスファルト舗装を想定しており、現況とは異なるため差が生じたものと考えられます。
89	現地調査の交通量は平成 15 年に実施したもので、南陽大橋が開通する前の調査であり、E地点においては予測に用いた交通量とは大きく差があるため、騒音レベルに差が生じたものと考えられます。
90	現地調査の交通量は平成 15 年に実施したもので、南陽大橋が開通する前の調査であり、E地点においては予測に用いた交通量とは大きく差があるため、騒音レベルに差が生じたものと考えられます。 E地点では、一般車両のみの運行時には 69dB、一般車両に工事用車両が加わったときは 69～70dB であり、いずれも環境基準の値を下回っており、環境保全のための措置は必要ないものと考えます。
91	準備書 p6 では、公益的施設として斎場施設及び斎場関連施設を想定し、その施設用地約 6.3ha を図示しました。p196 の建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の予測では、斎場施設の建設工事の中で斎場関連施設も整備していくことから約 6.3ha を工事するものとして図示しました。一方、p246 では、斎場施設の稼働時における影響を予測するため斎場用地の約 5.1ha を図示しました。
92 ～ 98	本準備書は土地区画整理事業の環境影響評価ではありますが、斎場施設の稼働による影響についても予測いたしました。斎場施設の稼働に伴う騒音予測については、今後設計を行うため、建物の構造や機器の配置等は具体的なものではありません。そのため同じような規模の他都市の斎場を参考にして騒音予測を行いました。 なお、斎場整備にあたっては地元の方等からご意見、ご要望をいただいて計画に反映させていく考えであり、現段階ではお示しすることは困難です。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	騒音	96	*p280 斎場施設の稼働の騒音予測条件で、 ΔL :障害物による回折減衰量、障害物の位置を距離がわかるよう記載すべきである。代入条件のないものは準備書とは見なせない。
		97	*p280 斎場施設の稼働の騒音予測条件で、 r_2 :分割放射面から予測点までの距離を記載すべきである。代入条件のないものは準備書とは見なせない。
		98	*p279, 280 斎場施設の稼働の騒音予測条件は、虫食いだらけである。事業者の行った予測結果を信じろと言わんばかりの姿勢は環境影響評価と相容れない。姉歯事件は代入条件を都合の言いように入れ替えたし、新名古屋火力発電所のアセスメントではまずい予測結果を隠蔽したことが我々の指摘で判明し始末書まで出している。こうしたことのないように、代入条件を記載するのは最低限のことである。代入条件のないものは準備書とは見なせない。我々もチェックする意志と能力を持っている。直ちに追加公表すべきである。
		99	*p281 斎場施設の稼働の騒音予測条件で騒音発生施設のうち、バーナー、冷却ファン、燃焼空気ブロアの数量が24台とあるが、p247の煙源条件では火葬炉が30基となっている。バーナー等は30台の間違いではないのか。それとも複雑な仕組みでバーナー等と火葬炉の数は異なる計画なのか。大気と騒音のどちらかで代入条件が間違っていれば再予測が必要である。
		100	*p281 斎場施設の稼働の騒音予測結果が最大29dBとあるが、予測式の代入条件のほとんどが未記載のため確認もできないが、あまりにも小さすぎる。アセス審査委員又は事務局でも厳格な審査・検討をすべきである。
		101	*p282 斎場施設の稼働の騒音予測で「環境影響の回避・低減に係る評価」として、「騒音を発生する機器については防音対策を講ずる」とあるが、どの機器に、どのような防音対策を講ずるのか記載し、予測値の確認ができるようにすべきである。
		102	*p283 供用時車両の騒音予測結果で、「騒音レベルの増加は1dB未満」は「騒音レベルの増加は1dB以下」の間違いである。それとも、準備書には記載がない小数点以下の計算でそうなるのか。それならそれが理解できるように表現すべきである。

No	都市計画決定権者の見解
99	朝 10 時から 30 分ごとに 2～8 組のご遺体の火葬を受け付けるものとし、12 時から 13 時の 1 時間に 24 組の火葬を行う場合が一番多く稼働していると考えられ、騒音の予測では火葬炉は 24 基が稼働しているものと想定しました。 大気の影響は、1 日に火葬炉 30 基が最大 2 回転するとし、午前 10 時から午後 5 時までの間に 60 火葬するものと想定して、年間稼働日数は 1 月 1 日と友引の日を除く 304 日で、これらの条件から年平均値の寄与濃度を計算しました。
100	最新の斎場では、炉前ホールでバーナー音や冷却ファン等の音が全く聞こえないように対策がとられており、さらに、クーリングタワー、室外機等に対しては建物の側壁を機器より高くすることにより遮音効果が期待できます。
101	火葬炉設備について具体的な機器の選定を行ったものではありませんが、最近の新設斎場に納入された機器などの資料を参考として、次のような騒音対策を考えて、それらを考慮して予測を行いました。 冷却ファン：冷却ファンの吹き出し口を冷却装置のダクトに接続 燃焼空気ブロア：空気吸い込み口への消音器設置、燃焼空気ブロアの吹き出し口を主燃焼室・再燃焼室のダクトに接続 排気ファン：吸音材の内貼り、吹き出し口を排気筒に接続 排気筒：吸音材の内貼り クーリングタワー、空調機の室外機：機器の高さを越える側壁の設置
102	準備書 p 284 の表 9.1.2- 14 の E 地点北側の予測結果では、一般車両のみの運行時で 69dB、一般車両に施設関連車両が加わったときは 70dB となっておりますが、小数点以下第 1 位までを表示すると 69.4dB と 69.5dB であり、その増加分は 0.1dB であることから、1dB 未満と記載いたしました。 環境基準との対比における騒音レベルの表示は整数で表示することになっているため、予測結果は整数表示といたしました。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	振動	103	*p287 建設機械の稼働による振動予測で、代入条件の r (ユニットから予測点までの距離) が不明である。ユニットの配置図さえない。代入条件は全て記載すべきである。代入条件のないものは準備書とは見なせない。予測式から逆算すると $r=17\text{m}$ となるが、p263 の騒音予測で逆算した 14m とも異なる。 $(L_r(59)=L_{r_0}(69) \cdot 15 \log(17/5) \cdot 8.68 \times 0.019 \times (17 \cdot 5))$
		104	*p288 建設機械稼働による振動予測で、「環境影響の程度は極めて小さいと判断されるため、環境保全のための措置は講じないものとする。」とあるが、N01 きよすみ荘の現況振動レベル (L_{10}) は昼間で 30dB で「人間が振動を感じはじめる値(感覚閾値)の 55dB を下回り、無感の領域であった」(p285)。この状況が建設工事で 59dB になる(p288)。つまり、29dB もの振動増加が有ることになる。数字を見ただけでも「影響の程度は極めて小さい」などと言えないことは明らかである。まして振動の dB は振動源が 10 倍で $+10\text{dB}$、100 倍で $+20\text{dB}$、1000 倍で $+30\text{dB}$ という計算になるので、きよすみ荘ではいままでの振動源が 1000 倍以上になることと同じというとてもない事態である。建設作業の規制基準は守って当然の値である。現況の振動を大きく上回るのだから、環境保全措置を検討すべきである。
		105	*p291 工事車両の振動予測式が「日本騒音制御工学会の INCE/J RTV-Model 2003」を用いたとあるが、工事車両の NO_2、SPM 予測式は「道路環境影響評価の技術手法」(p222)、供用時車両の NO_2、SPM 予測式も同じ「道路環境影響評価の技術手法」(p253)、工事車両の騒音も「道路環境影響評価の技術手法」で示されている「日本音響学会の ASJ RTN Model 2003」を用いている(p270)。何故、工事車両の振動予測式だけ「道路環境影響評価の技術手法」を用いないのか。今までの市の環境影響評価制度では全てこの「道路環境影響評価の技術手法」を用いてきたが、あまりにも現実を反映しない予測値だったからなのか。
		106	*p291 工事車両の振動予測式が「日本騒音制御工学会の INCE/J RTV-Model 2003」を用いたとあるが、今までの振動レベルを直接求める予測手法と違い、等価振動加速度レベルを計算し、それに補正値を加えて等価振動レベル L_{req} を求め、更に補正値 $+3\text{dB}$ で振動レベル L_{10} を求めるという複雑な式であり(p293、p294)、しかも市の環境影響評価制度では初めて用いる式であるため、その再現性は慎重に検討すべきであり、その検討結果も記載すべきである。
		107	*p294 工事車両の振動予測式で、「路盤舗装の等値総厚」が道路別に示されているが、路盤の断面図とともに、等値総厚の算出根拠を記載すべきである。振動予測式に用いた「日本騒音制御工学会の INCE/J RTV-Model 2003」では、この点について示されていない。
		108	*p295 工事車両による振動予測結果(注1)で「振動レベルは、1時間値の最大値を記載した。」とあるが、各時間別の予測値を記載すべきである。西側と東側の予測値は同じ時間なのか、西側と東側でそれぞれ最大値となる時間の値なのか。例えば、p491 の工事用車両の設定交通量からは、A名古屋環状2号線西側では最大の振動レベルになるのは13～14時、東側では10～11時と思われるが、この時間帯の値が示してあるのか。それともどちら側も10～11時の予測値にしてあるのか。

No	都市計画決定権者の見解
103	予測では1日の稼働範囲を想定し、工事敷地境界より5m離し、20m（東西方向）×25m（南北方向）の範囲を稼働するものとし、振動源は稼働範囲の中心とし予測しました。
104	建設工事においては一定の振動を伴うことから、特定建設作業に係る振動の基準が定められております。建設工事に伴う振動の予測結果は特定建設作業に係る振動の基準 75dBを下回っております。
105 ～ 106	「道路環境影響評価の技術手法」（（財）道路環境研究所、平成12年11月）による道路交通振動の予測式は、建設省土木研究所の提案式を用いて行うこととなっておりますが、平成16年に日本騒音制御工学会から新しいモデル式（INCE/J RTV-Model 2003）が提案されたことを受けこれを採用しました。 なお、「日本騒音制御工学会の INCE/J RTV-Model 2003」と建設省土木研究所の提案式を比較検討した結果、ほぼ同じ結果が得られました。
107	路盤舗装の等値総厚は、路線毎、地点毎に道路の舗装構成が異なっているため、道路の管理者に聞き取り調査を行い求めました。
108	工事用車両の運行に伴う道路交通振動の予測結果は、各地点における道路両端の予測地点で、それぞれ午前7時から午後8時の時間帯における1時間値の最大値を記載いたしました。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	振動	109	*p295 工事車両による振動予測で、「環境影響の程度は極めて小さいと判断されるため、環境保全のための措置は講じないものとする。」とあるが、道路沿道の現況振動レベル(L_{10})は 33～49dB で「人間が振動を感じ始める値(感覚閾値)の 55dB 以下であった」(p289)。この状況が建設工事車両で 52～57dB になる(p295)。A 名古屋環状 2 号線東側では 37dB が 55dB と +18dB、C 名古屋環状 2 号線東側では 38dB が 57dB と +19dB の振動増加が有ることになる。数字を見ただけでも「影響の程度は極めて小さい」などと言えないことは明らかである。まして振動の dB は振動源が 10 倍で +10dB, 100 倍で +20dB という計算になるので、名古屋環状 2 号線ではいままでの振動源が 100 倍近くになることと同じというとてもない事態である。環境保全措置を検討すべきである。
		110	*p295 工事車両による振動予測で、道路交通振動の限度以下だから「基準又は目標との整合は図られるものと判断する。」とあるが、道路交通振動の限度は、振動規制法第 16 条で、市長村長は「限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」とされており、こうした事態になると道路管理者や府県公安委員会に対し、要請しなければならないほどのひどい状態である。こんな値を予測結果の評価基準とするのは間違いである。
		111	*p296 斎場施設の稼働の振動調査地点図は「図 9.1.2-7」とあるが、斎場建設予定地が p 6 の土地利用計画、p196 の大気予測の各排出源の配置、p246 大気質予測計算範囲などと全て異なる。どれが正しいのか。敷地境界線は騒音、振動の規制基準の適否に必要な要素であり、明確にしておく必要がある。
		112	*p297 斎場施設の稼働の振動予測条件で、r:機器の稼働位置から予測点までの距離がわかるよう、各振動源配置図を寸法入りで記載すべきである。15 台の換気ファンの 1 台だけで計算すると 15m 離れて 51dB となるので、予測結果の西側敷地境界で 50dB ということは、換気ファンは 15m 以上離れていると言うことか。 $(L_r(51) = L_{r_0}(60) \cdot 15 \log(15/5) - 8.68 \times 0.019 \times (15 - 5))$ 振動予測条件を記載するのは最低限のことである。直ちに追加公表すべきである。代入条件のないものは準備書とは見なせない。新名古屋火力発電所のアセスメントではまずい予測結果を隠蔽したことが我々の指摘で判明し始末書まで出している。我々もチェックする意志と能力を持っている。直ちに追加公表すべきである。
		113	*p298 斎場施設の稼働の振動予測条件で振動発生施設のうち、バーナー、冷却ファン、燃焼空気ブロアの数量が 24 台とあるが、p247 の煙源条件では火葬炉が 30 基となっている。バーナー等は 30 台の間違いではないのか。大気と振動のどちらかで代入条件が間違っていれば再予測が必要である。

No	都市計画決定権者の見解
109	工事用車両の運行における道路交通振動レベルは、一般車両のみの運行時には 52～57dB、一般車両に工事用車両が加わったときは 52～57dB であり、振動レベルの増加は 1dB 未満であること、振動規制法に定められた道路交通振動の限度以下であることから、「環境影響の程度は極めて小さいと判断される」といたしました。
110	道路交通振動については環境基準が定められていないことから、評価基準は、振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度を用いました。
111	準備書 p6 では、公益的施設として斎場施設及び斎場関連施設を想定し、その施設用地約 6.3ha を図示しました。p196 の建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の予測では、斎場施設の建設工事の中で斎場関連施設も整備していくことから約 6.3ha を工事するものとして図示しました。一方、p246 及び p276 では、斎場施設の稼働時における影響を予測するため斎場用地の約 5.1ha を図示しました。
112	本準備書は土地区画整理事業の環境影響評価ですが、斎場施設の稼働による影響についても予測いたしました。斎場施設の稼働に伴う振動予測については、今後設計を行うため、建物の構造や機器の配置等は具体的なものではありません。そのため同じような規模の他都市の斎場を参考にして振動予測を行いました。 なお、斎場整備にあたっては地元の方等からご意見、ご要望をいただいて計画に反映させていく考えであり、現段階ではお示しすることは困難です。
113	朝 10 時から 30 分ごとに 2～8 組のご遺体の火葬を受け付けるものとし、12 時から 13 時の 1 時間に 24 組の火葬を行う場合が一番多く稼働していると考えられ、振動の予測では火葬炉は 24 基が稼働しているものと想定しました。 大気の影響は、1 日に火葬炉 30 基が最大 2 回転するとし、午前 10 時から午後 5 時までの間に 60 火葬するものと想定して、年間稼働日数は 1 月 1 日と友引の日を除く 304 日で、これらの条件から年平均値の寄与濃度を計算しました。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	振動	114	*p299 斎場施設の稼働の振動予測で「環境影響の回避・低減に係る評価」として、「振動を発生する機器については防振対策を講ずる」とあるが、どの機器に、どのような防振対策を講ずるのか記載し、予測値の確認ができるようにすべきである。
		115	*p299 斎場施設の稼働の振動予測で、「環境影響の程度は極めて小さいと判断されるため、環境保全のための措置は講じないものとする。」とあるが、現地調査の結果は昼間で 33dB であり、それが西側敷地境界で 50dB になるということは、振動エネルギーが 50 倍になることであり、極めて小さいと判断するのは間違いである。
		116	*p300 供用時車両の振動予測式が、前項 3-2 のとおりということで、「日本騒音制御工学会の INCE/J RTV-Model 2003」を用いているが、工事車両、供用時車両の N02、SPM 予測式は「道路環境影響評価の技術手法」(p222、p253)、工事車両の騒音も「道路環境影響評価の技術手法」で示されている「日本音響学会の ASJ RTN Model 2003」を用いている(p270)。何故、供用時車両の振動予測式は「道路環境影響評価の技術手法」を用いないのか。今までの市の環境影響評価制度では全てこの「道路環境影響評価の技術手法」を用いてきたが、あまりにも現実を反映しない予測値だったからなのか。
		117	*p300 供用時車両の振動予測式が「日本騒音制御工学会の INCE/J RTV-Model 2003」を用いたとあるが、今までの振動レベルを直接求める予測手法と違い、等価振動加速度レベルを計算し、それに補正値を加えて等価振動レベル L_{veq} を求め、更に補正値+3dB で振動レベル L_{10} を求めるという複雑な式である(p293、p294)。しかも市の環境影響評価制度では初めて用いる式であるため、その再現性は慎重に検討すべきであり、その検討結果も記載すべきである。
		118	*300 供用時車両の振動予測式で、「路盤舗装の等値総厚」が道路別に示されているが、路盤の断面図とともに、等値総厚の算出根拠を記載すべきである。振動予測式に用いた「日本騒音制御工学会の INCE/J RTV-Model 2003」では、この点について示されていない。
		119	*p301 供用時車両による振動予測結果の注 1 で「振動レベルは、1 時間値の最大値を記載した。」とあるが、各時間別の予測値を記載すべきである。西側と東側の予測値は同じ時間なのか、西側と東側でそれぞれ最大値となる時間の値なのか。例えば、p494 の供用時車両の設定交通量からは、A名古屋環状 2 号線西側では最大の振動レベルになるのは 13～14 時、東側では 10～11 時と思われるが、この時間帯の値が示してあるのか。それともどちら側も 10～11 時の値にしてあるのか。

No	都市計画決定権者の見解
114	火葬炉設備について具体的な機器の選定を行ったものではありませんが、最近の新設斎場に納入された機器などの資料を参考として、次のような振動対策を考えて、それらを考慮して予測を行いました。 冷却ファン、燃焼空気ブロア、排気ファン：コンクリート土台との間に防振装置を設置 クーリングタワー、空調機の室外機：コンクリート土台との間に防振装置を設置
115	斎場施設の稼動に伴う振動レベルの最大値は、敷地境界において 50dB と予測され、特定工場等において発生する振動の規制基準 65dB 以下であり、また、人間が振動を感じ始める閾値（感覚閾値）の 55dB 以下であることから、「環境影響の程度は極めて小さいと判断される」といたしました。
116 ～ 117	「道路環境影響評価の技術手法」（（財）道路環境研究所、平成 12 年 11 月）による道路交通振動の予測式は、建設省土木研究所の提案式を用いて行うこととなっておりますが、平成 16 年に日本騒音制御工学会から新しいモデル式（INCE/J RTV-Model 2003）が提案されたことを受けこれを採用しました。 なお、「日本騒音制御工学会の INCE/J RTV-Model 2003」と建設省土木研究所の提案式を比較検討した結果、ほぼ同じ結果が得られました。
118	路盤舗装の等値総厚は、路線毎、地点毎に道路の舗装構成が異なっているため、道路の管理者に聞き取り調査を行い求めました。
119	施設関連車両の運行に伴う道路交通振動の予測結果は、各地点における道路両端の予測地点で、それぞれ午前 7 時から午後 8 時の時間帯における 1 時間値の最大値を記載いたしました。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	振動	120	*p301 供用時車両による振動予測結果で、F 万場藤前線の予測がしてあるが、この現地調査が欠落している。現地調査はA、B、C、D、Eの5地点でしか行っていない (p290)。
		121	*p301 供用時車両による振動予測で「環境影響の程度は極めて小さいと判断されるため、環境保全のための措置は講じないものとする。」とあるが、道路沿道の現況振動レベル(L_{10})は 33～49dB で「人間が振動を感じ始める値(感覚閾値)の 55dB 以下であった」(p289)。この状況が供用時車両で 52～55dB になる(p301)。A名古屋環状2号線東側では 37dB が 55dB と+18dB の振動増加が有ることになる。数字を見ただけでも「影響の程度は極めて小さい」などと言えないことは明らかである。まして振動の dB は振動源が 10 倍で+10dB、100 倍で+20dB という計算になるので、名古屋環状2号線ではいままでの振動源が 100 倍近くになることと同じといつてもない事態である。環境保全措置を検討すべきである。
		122	*p301 供用時車両による振動予測で、道路交通振動の限度以下だから「基準又は目標との整合は図られるものと判断する。」とあるが、道路交通振動の限度は、振動規制法第 16 条で、市長村長は「限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」とされており、こうした事態になると道路管理者や府県公安委員会に対し、要請しなければならないほどのひどい状態である。こんな値を予測結果の評価基準とするのは間違いである。
	悪臭	123	*p309 悪臭の現地調査の調査期間等に、調査日時があるが、その時の風向は北であり、煙道からの悪臭を的確に把握できる風向ではない。p304 の類似施設の悪臭調査地点図からは北西の風向の調査が必要である。
	水質	124	*p313 濁水の予測の基本的な手法で滞留時間の算定式に用いる「沈砂設備等の貯水容量(m^3)」の値が不明なので記載すべきである。予測の代入条件がないようなものは環境影響評価準備書とはみなせない。p317 に沈砂池毎の面積はあるのだから、これに深さを追加するだけである。
		125	*p313 条件で「平均雨量強度は…日常的な降雨条件として、弱雨を対象として1時間あたり 3.0mm の雨が継続するものとした。」とあるが、その妥当性を証明するための出典を明記すべきである。
		126	*p314 濁水の予測条件で、「仮設の沈砂池の位置」8ヶ所が図で示されているが、将来の土地利用の「調整池」7ヶ所(p6)との関係を記載すべきである。両図を比較すると、仮設の沈砂池の8号は埋め戻す計画のように読み取れるが間違いはないか。もしそうなら、その撤去時期を明記すべきである。

No	都市計画決定権者の見解
120	本準備書で土地区画整理事業の工事期間中の環境影響評価を行うにあたり、工事用車両の運行が想定される A、C、D、E の 4 地点について現地調査及び予測・評価を行いました。また、斎場施設の稼働に伴う環境影響評価を行うにあたり、施設関連車両の運行ルートとして F 地点を追加し予測・評価のみを行っております。
121	施設関連車両の運行における道路交通振動レベルは、一般車両のみの運行時には 52～55dB、一般車両に施設関連車両が加わったときは 52～55dB であり、振動レベルの増加は 1dB 未満であること、振動規制法に定められた道路交通振動の限度以下であること、人間が振動を感じ始める値(感覚閾値)の 55dB 以下であることから、「環境影響の程度は極めて小さいと判断される」といたしました。
122	道路交通振動については環境基準が定められていないことから、評価基準は、振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度を用いました。
123	八事斎場は火葬炉 46 基を持つ大規模な斎場で、敷地境界における悪臭調査のときには、半数以上が稼働している時間帯でした。また、八事斎場の東側敷地境界における悪臭物質検査用サンプルの採取は、平成 16 年 7 月 28 日 12:18～12:20 に行いましたが、風速が 0.3～1.5m/s と変化しているように、風向も不安定でした。
124	仮設沈砂池の容量は、流域面積 1 ha あたり 700m³を基本として計画しており、約 6,000～30,000 m³と設定しております。
125	平均雨量強度は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局 平成 11 年）において、「3mm/時間を対象とするものとする。」と記載されています。
126	準備書 p314 の図 9.1.5-3 で示した仮設の沈砂池 8 号は、将来調整池の機能と公園機能を合わせ持った公園の位置での計画としています。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	水質	127	*p317 濁水の予測で「環境影響の程度は極めて小さいと判断されるため、環境保全のための措置は講じないものとする。」とあるが、晴天時の浮遊物質量が最大で 75mg/L (p311) あるところに、71mg/L の濁水が流れ込むことは、現状の濃度が約 2 倍になることであり、環境影響の程度は極めて小さいと判断できる状態ではない。正確な表現にするとともに、何らかの環境保全措置を検討すべきである。
	地盤	128	*p318 地盤の予測手法で「事業実施区域及びその周辺における地質断面図を作成し」とあるが、その図は p321 の「解析断面図」のことか、明記すべきである。
		129	*p318 地盤の予測手法で「事業実施区域及びその周辺における地質断面図を作成し」とあるが、その作成方法、用いた資料名、知事意見への見解での「資料の収集に努め」た結果を記載すべきである。
		130	*p319 地盤内応力の計算式があるが、 q : 帯荷重の計算に用いた垂直応力を、それぞれの予測位置 (p323 の 3 予測断面、敷地からの 6 距離) 別に記載すべきである。代入条件のないものは準備書とは見なせない。かろうじて判断できるのは p322 の地盤特性表の単位体積重量 γ kN/m ³ であるが、それぞれの位置の深さ H が分かれば、垂直応力 $\sigma_z = 19.0 \times H$ kN/m ³ と計算できるはずである。
		131	*p319 地盤内応力の計算式があるが、 q : 帯荷重の計算に用いた垂直応力の範囲 ($\beta 1$ 、 $\beta 2$) を、それぞれの予測位置 (p323 の 3 予測断面、敷地からの 6 距離) 別に記載すべきである。代入条件のないものは準備書とは見なせない。
		132	*p320 圧密沈下量の計算式があるが、この代入条件はひとつも記載されていない。代入条件のないものは準備書とは見なせない。 e_0 : 圧密層の初期間隙比、 e_1 : 圧密層の圧密後の間隙比、 H : 圧密層の層厚を全て記載すべきである。p322 の図 (間隙比-圧密 ($e - \log p$) 曲線) は e_1 を求めるものだから、図中の縦軸の間隙比は e_1 、横軸の圧密応力は p319 の (1) 式の垂直応力 σ_z であることを記載すべきである。また、 e_0 : 圧密層の初期間隙比は自然含水比から求めるはずだが、この場合はどのように設定したのか。
		133	*p320 圧密沈下時間の計算式があるが、この代入条件はひとつも記載されていない。代入条件のないものは準備書とは見なせない。 T_v : 時間係数、 C_v : 圧密係数、 D : 排水長を全て記載すべきである。 T_v : 時間係数は p324 の圧密度 90% に要する期間を求めているから、出典を明らかにした上で 0.848 を用いたと明記すべきである。 C_v : 圧密係数は現地調査で求めるもののはずである。排水長については、p323 の排水条件を両面排水としたことから圧密層の層厚の条件は分かるから、それぞれの層厚を記載すべきである。

No	都市計画決定権者の見解
127	降雨時における水路の浮遊物質量は、準備書 p309～p310 に示したように 5～43 mg/L です。また、降雨時の仮設の沈砂池からの濁水の濃度は、p317 に示したように 71 mg/L と予測されます。したがって、降雨時の水路の濃度は最大でも 71 mg/L を超えることはないと考えられます。
128	準備書 p318 の「地質断面図」は、p321 の「解析断面図」のことです。その旨評価書に記載します。
129	地質断面図を作成するために使用した資料は、準備書 p318 に記載しましたように、「第 5 章 第 1 節 3 土壌及び地盤の状況」、「第 5 章 第 1 節 4 地形及び地質の状況」の項で掲載した下記の文献です。 ・「最新名古屋地盤図」（昭和 63 年社団法人土質工学会中部支部編） ・「濃尾平野の地盤沈下と地下水」（昭和 60 年東海三県地盤沈下調査会編） ・「名古屋南部地域の地質」（昭和 61 年通商産業省工業技術院地質調査所） ・「名古屋地域地質断面図集」（昭和 62 年社団法人土質工学会中部支部編） ・既往調査結果（平成 14 年） なお、新しい資料の収集に努めましたが、入手することはできませんでした。
130	準備書 p319 に使用した q（帯荷重）につきましては、p321 に示した「解析断面図」の盛土厚及び単位体積重量より算出しました。垂直応力についても p321 に示した「解析断面図」より層厚を求め算出しました。
131	盛土は各断面の事業実施区域内のすべてについて考慮するとともに、事業実施区域外への影響については p321 に示した「解析断面図」の範囲について計算を行い、影響があると考えられる 20m までの圧密沈下量を表 9.1.6-2 で示しました。
132	e_0（圧密層の初期間隙比）と e_1（圧密層の圧密後の間隙比）は準備書 p322 図 9.1.6-4 を用いて、載荷重に相当する間隙比を読み取りました。また、H（圧密層の層厚）は p321 の「解析断面図」に示しました。
133	C_v（圧密係数）は、室内試験結果より求まるもので、圧密係数-平均圧密荷重曲線を評価書に記載します。T_v（時間係数）は 0.848 を用いており、値、出典を評価書に記載します。また、D（排水長）は準備書 p321 の「解析断面図」に示しました。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	地盤	134	*p323 圧密沈下時間の計算式に用いた排水条件が「圧密対象層の上下部には、排水層(砂層)が分布することから、圧密対象層の排水条件は、両面排水とした。」とあるが、p321の解析断面図では、ほとんどの断面が表層から10m程度までは②砂層であり、その下部に④粘性土層があり、上下に砂層があるとは認めがたい。排水条件を両面排水にすることは、排水長Dを1/2にすることである。圧密沈下時間はDの2乗に比例するので(p320)、1/4と短期間の圧密時間となり、非常に危険側に予測することになる。排水条件を片面排水にして再予測すべきである。圧密沈下が終わったとして変位状況の観測を終了したり、住宅を建造してしまったあとでも圧密沈下が続く事態が発生してしまう。
		135	*p324 地盤沈下の予測結果の評価で「造成工事中及び造成工事終了後の周辺地盤の変動を測定する」とあるが、何地点、どこで、いつまで、何を測定するのか記載すべきである。
		136	*p324 地盤沈下の予測結果の評価で「事業実施区域周辺の構造物等の変状を確認する計画であり」とあるが、どの建物で、どんな変状を、どんな頻度で確認するのか、工事前の調査も行うのが当然だが、そのように考えているのか、なども記載すべきである。
	動物	137	*p325 動物の調査結果で「ア既存資料調査」は「既往調査」を隠している。既存文献だけでは不十分なため、市が肩代わりして方法書の前から勝手に既往調査を行ったため、目立たないようにしたのか。
		138	*p326 メダカの生息状況は「調査地域の水路を隈なく調査する任意採取調査を実施した」とあるが、これは、平成15年の6月25～26日、10月28～29日の2回、4日間だけである(p334)。「メダカは全く確認されなかった。」(p348)と結論づけるのは早過ぎるのではないか。平成10年の既往調査は5月26日～6月8日、8月18日と長期間行った結果「戸田川沿いの水路、地域中央部の水路及び地域東部の水路で少数確認された」(p63)のであり、もう少し長期の調査が必要である。
		139	*p390 敷地の存在で「水田環境の一部が消失することから」とあるが、事業区域内の水田環境は全て消失するはずであり、表現が間違っている。
		140	*P390 敷地の存在で水田環境の一部が消失するため、「水田環境をできる限り保全する観点から」「事業実施区域周辺に広がる水田環境の生息地について採餌・生活の場が確保されるよう努める。」とあるが、「努める」などというあいまいなことは「環境保全のための措置」とは言えない。採餌・生活の場が確保される具体的な手法を明記すべきである。

No	都市計画決定権者の見解
134	圧密の対象となる層は、準備書 p321 の「解析断面図」における③、④、⑤の３層としました。したがって、上下の砂層に挟まれていることから、両面排水としてモデル化し計算しました。③層、⑤層については④層の C_v に基づいて層厚換算して単一層で計算しました。
135 ～ 136	地盤沈下の影響が考えられる事業実施区域から概ね 20m の範囲内について、必要に応じて工事着手前及び工事終了後の適切な時期に、地盤の高さや建物・工作物の変化について調査を行う計画としています。
137	環境影響評価法における都市計画特例に基づき都市計画決定権者である名古屋市が、事業者に代わって、都市計画決定手続と併せて環境影響評価を実施しており、動物の既往調査については、名古屋市が文献調査の補完として実施しました。
138	メダカの生息状況調査を４日間行ったほか、平成 15 年 5 月 26 日、平成 15 年 8 月 21 日、平成 15 年 10 月 29 日の魚類調査で水路を調べましたが、いずれもメダカを確認することはできませんでした。 準備書 p349 に記載しましたが、メダカが確認されなかった理由としては、人工護岸、水辺の無植生、水質の汚濁、カダヤシとの競合関係等の複合的要因により生息環境が悪化し、存在できなくなった可能性が考えられます。
139	チュウサギやダルマガエル等にとっての水田環境は、事業実施区域内だけでなく、その周辺に広がる水田環境を含めて考えており、土地区画整理事業の実施により水田環境の一部が消失することから、このように記載しました。
140 ～ 142	事業者（（仮称）茶屋新田土地区画整理組合）は茶屋新田土地改良区等に対して休耕田に灌水及び農閑期の湿田化がされるようお願いしていくものです。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	動物	141	*P390 敷地の存在で水田環境の一部が消失することに対する、鳥類、両生類に対する「環境配慮方針」で、「周辺地域の休耕田に対して他の水田の耕作期間中、同じように灌水がされるよう努める。」というが、周辺地域の休耕田は茶屋新田土地改良区が管理し、事業主体の土地区画整理組合とは別の組織である。つまり、土地改良区が休耕田も灌水に努めるよう、土地区画整理組合は土地改良区に依頼する程度のことしかできないはずである。それとも、すでにそうした約束ができた具体的な環境配慮方針なら、その契約、協定、覚書などの証拠を示すべきである。
		142	*p390 敷地の存在で水田環境の一部が消失することに対する、鳥類、両生類に対する「環境配慮方針」で、「茶屋新田土地改良区内の農業振興地域は、…農閑期の湿田化に努める。」とあるが、事業主体の土地区画整理組合は土地改良区に依頼する程度のことしかできないはずである。それとも、すでにそうした約束ができた具体的な環境配慮方針なら、その契約、協定、覚書などの証拠を示すべきである。
	植物	143	*p407 敷地の存在で水田環境の一部が消失することに対する、重要な植物種に対する代償措置としての「環境保全措置」で、「事業実施区域外におけるコギシギシの生育環境は農業振興地域として維持されるとともに、残存するコギシギシから種子を採取して、生息地周辺の同様な水田環境に播種する。」とあるが、「農業振興地域として維持される」と当たり前の事実のように表現しているが、「維持する」という明確な措置が必要であるし、それを誰が行うのかも明記すべきである。事業主体の土地区画整理組合は土地改良区に依頼する程度のことしかできないはずである。それとも、すでにそうした約束ができた具体的な措置なら、その契約、協定、覚書などの証拠を示すべきである。
		144	*p407 敷地の存在で水田環境の一部が消失することに対する、重要な植物種に対する代償措置としての「環境保全措置」で、環境影響を回避・低減させることが困難である理由として「事業実施区域内に生育地となる水田環境をまとまった面積で残すことが困難である。」とあるが、事業実施区域内の調整池や公園・緑地に水辺を計画して同様な環境を創造すべきである。
		145	*p6 土地利用計画は、水田環境と同様な環境をできる限り創造するために、事業地西側や事業地北東部の学校用地にその周辺の公園を併合させたり、斎場北側の公園・緑地はせせらぎを持つ水辺を整備したり、事業地中央部の公園・緑地に近接する調整池を併合して、ビオトープ的な空間を整備することを検討すべきである。
		146	*p408 敷地の存在で水田環境の一部が消失することに対する、重要な植物種クサレダマに対する環境保全措置として、「資材置場の位置、工事資機材の運搬経路に十分配慮し」とあるが、「十分配慮」という抽象的な言葉ではなく、「資材置場の位置はクサレダマ生息地から〇〇m離す」「工事資機材の運搬経路はクサレダマ生息地に近い堤防道路は除外する」など具体的に記載すべきである。

No	都市計画決定権者の見解
143	コギシギシにつきましては事業者（(仮称) 茶屋新田土地区画整理組合）が茶屋新田土地改良区等の了解を得て、事業実施区域外の同様な水田環境に播種する計画です。
144	コギシギシについては、公園・緑地に水辺環境を創出してもコギシギシの生育に適した水田環境とは異なることから、事業実施区域外の水田環境への播種による環境保全措置としました。
145	本事業において、多様な動植物が事業実施区域内において生息できる環境を確保するため、自然環境に配慮した公園を地元の方等のご意見をお聞きしながら整備する計画としています。
146	クサレダマの環境保全については工事計画が具体化する段階において、十分に配慮することとなります。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	生態系	147	*p416 「地形断面図とそこに成立する生物種・生物群集の模式図」は、調査結果と食い違っている。市街地・住宅地環境の昆虫類に「テントウムシ類」「アリ類」が欠落している。市街地・住宅地環境のクモ類に「クサグモ」が欠落している。畑地・草地環境の陸産貝類に「チャコウラナメクジ」が欠落している。畑地・草地環境の鳥類に「ドバト」「ハシブトガラス」が欠落している。
		148	*p426 生息数が少なく、調査地域の利用頻度が低いグループとして「チュウジシギ」があるが、「チュウジシギ」の間違いである。
		149	*p428 予測結果の生息数が少なく、調査地域の利用頻度が低いグループとして「イソソギ」があるが、「イソシギ」の間違いである。
		150	*p429 鳥類の予測結果で、生息数が多く、①調査地域の利用頻度が高いグループ(サギ類、ケリ)、(b) 典型性注目種等(ダルマガエル)について「事業実施区域周辺には主要な生息域であることから、地域全体としての生息への影響は小さいと予測される。」とあるが、p77 の現存植生図や p93 の土地利用状況から見ると港区内の水田の三分の一が消失する。しかも植物の環境配慮方針でも明らかのように、土地区画整理組合の意向が及びそうなのは茶屋新田土地改良区だけであり、その四分の三は宅地化され、四分の一だけが農業振興地域として残されるだけである(p390)。「水田環境が広域的に存在する」ことはあり得ない。影響は小さいとは言えない。
		151	*p430 生態系の環境保全のための措置で「事業実施区域周辺に広がる生息地の採餌・休息・繁殖の場が確保されるように努める。」とあるが、「努める」などというあいまいなことは「環境保全のための措置」とは言えない。採餌・休息・繁殖の場が確保される具体的な手法を明記すべきである。
		152	*p430 生態系の評価の結果で「事業者の実行可能な範囲内において敷地の存在における環境への影響はできる限り低減されるものと判断する。」とあるが、この場合の事業者とは誰のことを指すのか。 p1 では(仮称)茶屋新田土地区画整理組合という代表者名さえあいまいな得体の知れない組織である。また、動植物の環境保全のための措置では組織の異なる茶屋新田土地改良区の善意や名古屋市の農業振興地域維持の方針に期待している。いったい誰が責任を持って環境保全のための措置をとるのか。
	景観	153	*p433 景観調査地点がA、B、C、Dと4点あるが、土地区画整理とは異質な斎場施設の眺望がわかるようにすべきである。例えば、A点やC点の方向をもう少し東側にずらしたり、D点を戸田荒子線沿いに西へ200m移動したりすればよい。
		154	*p434 景観の調査結果で「現地撮影写真は、予測結果(図 9.1.10-2～図 9.1.10-7)で示す。」とあるが、「現地撮影写真は、予測結果(図 9.1.10-2～図 9.1.10-5)で示す。」の間違いである。

No	都市計画決定権者の見解
147	準備書 p416 図 9.1.9-2 は模式図として作成したもので、p415 表 9.1.9-1 の全ての種について記載したものではございません。
148	評価書で「チュウジシギ」と訂正いたします。
149	評価書で「イソシギ」と訂正いたします。
150	本事業の実施により事業実施区域内の水田は消失しますが、その周辺には茶屋新田のほか、その南側には藤高・小川、西側には茶屋後・西福田・海東・協和、北側には東福田等の土地改良区の水田地帯があり、今後も農業振興地域では水田が残ると考えられます。
151	事業者（（仮称）茶屋新田土地区画整理組合）が茶屋新田土地改良区等に対して生息地の採餌・休息・繁殖の場が確保されるようお願いしていくものです。
152	事業者としては、（仮称）茶屋新田土地区画整理組合となります。 なお、事業者となる（仮称）茶屋新田土地区画整理組合の設立は、認可後となりますので、現段階においては、環境影響評価法における都市計画特例に基づき都市計画決定権者である名古屋市が、事業者に代わって、都市計画決定手続と併せて環境影響評価を行っております。
153	斎場建設の整備方針は未確定な段階であり、評価できる段階にはありません。
154	「現地撮影写真は、予測結果(図 9.1.10-2～図 9.1.10-5)で示す。」と評価書で訂正いたします。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	景観	155	*p437 景観の予測結果で、A市営西茶屋荘からの眺望は、他の地点と異なり高層階からの景観と思われるが、高さと俯角を予測条件として記載すべきである。
		156	*p438 B戸田川右岸の景観は、「戸田川の護岸により、眺望変化の程度は明確に視認できない」(p436)というなら、もっと視認しやすい戸田川左岸を景観予測地点とすべきである。
		157	*p438 B戸田川右岸の景観は、現況と比べ、大きな木が2本追加されているが、中央部分には公園・緑地は計画されていない。なぜこのような予測図が書けるのか。
		158	*p439 景観の予測結果で、C事業実施区域の南側からの眺望は、「造成地は戸田荒子線の道路により視認が困難である。」とあるが、戸田荒子線は盛土高さが2mもあるため、その擁壁の材質、色などが視認できるように、C地点をもっと北側に移動すべきである。
		159	*p440 景観の予測結果で、D新川右岸堤防からの眺望は、「斎場施設の緑地は、近景として見ることができる。」(p436)とあるが、樹種も樹高も不明なのになぜ緑地が予想できるのか。逆に、斎場施設そのものこそ、騒音予測で各壁面の位置、高さが想定してあるので景観図に加えるべきである。
	人と自然との触れ合いの活動の場	160	*p444 人と自然との触れ合いの活動の場の現地調査で、現地調査を6月23日に行った後の8月27日にヒアリング調査を行っているが、調査結果では「毎年9月26日には、伊勢湾台風殉難者の慰霊祭が行われ、各地区から多数の人が集まる。」(p448)とあり、ヒアリングですませることではない。ヒアリングで得た情報で重要な点は現地調査をすべきである。そもそも、現地調査をしてしまってからヒアリングという順番が間違っている。
		161	*p449 人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果で、「事業実施区域内の散策路(道路)は、本事業の実施により一部拡幅整備されるが、史跡散策路の寺社・史跡は、改変を受けない。」とあるが、散策路の一部拡幅の内容を記載すべきである。p6の土地利用計画では全く示されていない。寺社・史跡の用地は改変しないが、その前の道路は拡幅するということか。その場合の歩道の有無、歩道幅などによっては人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられる。
		162	*p451 人と自然との触れ合いの活動の場の評価の結果で「影響は…事業実施区域内の散策路のデザインは周囲の環境との調和を図るよう計画することにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。」と突然散策路のデザインがでてくるが、事業計画や環境保全のための措置でこうした方針が示されるべきである。その中で、周囲の環境との調和を図るデザインとはどのような原則で、どの程度のことを考えているのかを示し、意見を求めるべきである。歩道の有無・幅、植樹内容、電線の地中化、看板規制、照明施設の数・デザインなどはどう考えているのか。事業実施区域内とはいえ景観図を示すべきではないか。

No	都市計画決定権者の見解
155	準備書 p437 図 9.1.10-2 は、事業実施区域の全体を北から望むことができる場所として市営西茶屋荘最上階（地上約 20m）で、調査及び予測・評価したものです。その旨評価書で追加記載します。
156	準備書 p438 図 9.1.10-3 は、事業実施区域を西から、より広く視認できる地点として戸田川右岸を選定し、調査及び予測・評価したものです。
157	準備書 p438 図 9.1.10-3 では、p 6 の土地利用計画に示した公園、調整池を望むことができます。
158	準備書 p439 図 9.1.10-4 は、事業実施区域を南から、より広く視認できる地点を選定し、調査及び予測・評価したものです。
159	斎場建設の整備方針は未確定な段階であり、評価できる段階にはありません。なお、斎場施設を見えなくするため、準備書 p440 図 9.1.10-5 にあるように常緑広葉樹の高木を配置する計画としています。
160	人と自然との触れ合いの活動の場の調査は、活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況について把握するために、現地を踏査して、地域の住民からヒアリングしたり、写真撮影をしたりして行っています。
161	準備書 p6 に示している道路は都市計画決定する予定の道路について示したもので、その他の道路については今後事業計画の中で固まってまいります。 事業実施区域内に一部に史跡散策路があり、想定される拡幅部分の道路沿いには神社・史跡はありません。今後、事業者が史跡散策路としての整備を関係機関と調整の上決めていくこととなります。
162	史跡散策路については、一部拡幅が想定されますが、事業計画が固まっていない段階であり、具体的な内容は決まっておりません。今後、事業者が史跡散策路としての整備を関係機関と調整の上決めていくこととなります。

区分		No	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	廃棄物等	163	*p452 廃棄物等の予測結果が突然示されているが、廃棄物等の種類別に、それぞれの発生量の算定根拠を記載すべきである。予測手法さえ示さないのは、騒音、振動、地盤沈下のような代入条件を示さないことより更に水準の低い準備書である。
		164	*p452 廃棄物等の予測結果で、建設発生土が 76,000m ³ とされているが、p317の仮設の沈砂池 1 号から 8 号の面積は合計で 37,558m ² であり、全てが深さ 2 m しかないことになるが、その程度の沈砂池なのか。また、斎場建設ではクローラークレーンを用いた掘削が予定されているが(p194)、その掘削量は加えてあるのか。
		165	*p452 廃棄物等の予測結果で、アスファルトがらが 7,900m ³ とされているが、これは既設道路をそのまま埋めると産業廃棄物の不法投棄になるので、しぶしぶ掘り返すことで発生すると考えられるが、こんなに少なくてすむのか。また、コンクリートがらはどこから発生するのか。
		166	*p453 廃棄物等の予測結果で、「建設発生土は事業実施区域内で盛土として再利用され、コンクリートがら、アスファルトがらについては再資源化施設への搬出により有効利用を図る」とあるが、その量を明記すべきである。全量のはずであるが、間違いはないか。
事後調査		167	*p454 事後調査で「予測及び評価の結果、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地盤、動物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等の 11 項目については、環境影響の程度は小さいと判断されたことから、事後調査は実施しない。」とあるが、車両による大気質、騒音、振動については既に見てきたように現状の交通量と同程度の将来交通量とでの予測値が大きく異なり、予測手法の再現性に疑問がある。このため、事後調査を行う必要がある。
		168	*p454 事後調査で「予測及び評価の結果、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地盤、動物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等の 11 項目については、環境影響の程度は小さいと判断されたことから、事後調査は実施しない。」とあるが、地盤については、p324 で「造成工事中及び造成工事終了後の周辺地盤の変動を測定するとともに、事業実施区域周辺の構造物等の変状を確認する計画であり」と明記してある。これは事後調査そのものであり、この部分でより具体的に記載すべきである。
		169	*p454 事後調査で「予測及び評価の結果、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地盤、動物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等の 11 項目については、環境影響の程度は小さいと判断されたことから、事後調査は実施しない。」とあるが、動物、生態系については、「事業実施区域周辺に広がる水田環境の生息地の採餌・休息・繁殖の場が確保されるようつとめる。」(p390、p430)とあり、その実施主体が土地区画整理組合、土地改良区、名古屋市とあいまいなため、この環境保全のための措置の確実性は少ない。このため、事後調査を行う必要がある。

No	都市計画決定権者の見解
163	準備書 p452 表 9. 1. 12-1 に示した廃棄物等の種類及び発生量については、建設発生土は調整池の掘削工事を、コンクリートがらは撤去する既設水路を、アスファルトがらは撤去する既設道路を想定し算出しました。
164	仮設沈砂池の深さには盛土高さも含まれますので、十分な容量を確保できると考えております。なお、斎場建設での掘削土量は 76, 000m ³ に入っておりません。
165	アスファルトがらの量は、既設道路の面積等より算出した値で 7, 900m ³ です。コンクリートがらは主に既設水路より発生します。
166	コンクリートがら、アスファルトがらについては全量を再資源化施設へ搬出することにより有効利用する計画としています。
167	車両による大気質、騒音、振動については予測の手法は確立されており、予測結果は適切なもので、事後調査は必要ないものと考えております。
168	建物被害や工作物の損傷の補償のために、「造成工事中及び造成工事終了後の周辺地盤の変動を測定するとともに、事業実施区域周辺の構造物等の変状を確認する」ことを行うものです。
169	事業者（（仮称）茶屋新田土地区画整理組合）が茶屋新田土地改良区等に対して生息地の採餌・休息・繁殖の場が確保されるようお願いしていくものです。

区分	No	意見の概要
事後調査	170	*p454 事後調査で、植物はコギシギンだけを対象としているが、クサレダムについての環境保全のための措置で「資材置場の位置、工事資機材の運搬経路に十分配慮し、生息地への立ち入りを行わないようにする。」という、あいまいな対策であるため、その実質的効果を事後調査で確認する必要がある。
環境影響の総合的な評価	171	*p471 調査、予測及び評価の概要で、地盤の環境保全措置で「環境影響の程度は極めて小さいと判断される」とあるが、本文の p324 でも「極めて」という表現はない。
	172	*p472 調査、予測及び評価の概要で、動物の調査結果で鳥類が 12 目 27 科 65 種とあるが、本文の p336 では 12 目 27 科 59 種となっている。

No	都市計画決定権者の見解
170	クサレダマについては、生育地への立ち入り禁止、生育地への粉じん飛散の防止等の環境保全対策を実施することにより、効果に確実性があることから事後調査は必要ないと考えております。
171	地盤の環境保全措置では「環境影響の程度は小さい」と判断されるため、準備書 p471 の「極めて」を削除し、その旨評価書で修正します。
172	鳥類相調査及びサギ類及びシギ・チドリ類調査で確認された種数は 12 目 27 科 65 種で、鳥類相調査で確認された種数は 12 目 27 科 59 種であり、準備書 p336 に記載したとおりです。

第 11 章 準備書についての愛知県知事の意見及び それに対する都市計画決定権者の見解

第 11 章 準備書についての愛知県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）第 20 条に基づく、環境影響評価準備書についての愛知県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は以下に示すとおりである。

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
全 般 的 事 項	(1) 事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。	事業の実施に当たっては、利用可能な環境保全に関する最善の技術の導入など、実効可能な範囲で環境影響の低減に努めます。
	(2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じ適切な措置を講じること。	環境への影響に関して新たな事実が判明した場合、または、予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合等においては、必要に応じて専門家の指導・助言を得るなど、適切な措置を講じます。
	(3) 事業計画について、雨水調整池や公園・緑地の規模、土地利用計画や都市施設の配置に当たっての環境配慮事項など、より具体的に記載すること。	環境影響評価書においては、事業計画の内容について、雨水調整池の規模等を可能な限り具体的に記載しました。環境配慮事項についても、公園・緑地について可能な限り具体的に評価書に記載しました。 (第 4 章 2 都市計画対象事業の内容、3 環境配慮事項 参照)
	(4) 水田は、ヒートアイランド現象の緩和や保水機能、生物の生息・生育環境など様々な環境保全機能を有しているが、事業の実施によりその機能が消失することとなることから、事業の実施に当たってはそうした多様な機能の確保に配意して、幹線道路における街路樹の整備や透水性舗装を積極的に採用するなど、自然環境等の保全に配慮すること。	事業の実施に当たっては、幹線道路における街路樹の整備や透水性舗装等を積極的に採用するなど、自然環境等の保全に配慮した計画とします。

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音、振動	(1) 建設機械や工事用車両の大気質、騒音及び振動に係る予測対象時期について、大気汚染物質の排出量等の経月変化を示すなどその妥当性を明らかにすること。	建設機械の稼働に伴う大気質については、工事計画により土地区画整理事業の工事量が約 10 ヶ年でほぼ均等であり、斎場建設事業の工事約 2 ヶ年のうち、土工事などの工事が集中する時期が大気汚染物質の排出量が最大となることから、この時期を予測対象時期としました。 建設機械の稼働に伴う騒音、振動については、事業実施区域に近接している住居等に最も近接して工事が行われる時期を予測対象時期としました。 工事用車両の運行に伴う大気質、騒音、振動については、土地区画整理事業の工事と斎場建設事業の工事が重なり、基礎工事などの資材運搬車両が多くなる時期が、大型車の車両台数が最大となることから、この時期を予測対象時期としました。
	(2) 建設機械及び斎場施設の稼働に伴う騒音・振動の予測について、騒音・振動発生源の位置など予測条件の一部が示されていないことから、予測に必要な事項を記載すること。	建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測における建設機械の位置、及び、斎場施設の稼働に伴う騒音・振動における発生源の位置等を評価書に記載しました。 (第 9 章 第 1 節 2 騒音、3 振動 参照)
	(3) 建設機械騒音の予測結果の値は特定建設作業の基準値に近いことから、「環境影響の程度は極めて小さい」という評価は再検討すること。	建設機械騒音の評価においては、予測結果の値 82dB が特定建設作業の基準値 85dB を下回っているものの基準値に近いことから、「環境影響の程度は小さい」という評価としました。 (第 9 章 第 1 節 2 騒音 参照)
	(4) 工事用車両の騒音・振動の予測について、大気質と同様に予測地点ごとの車種別交通量を記載すること。	工事用車両の騒音・振動の予測においては、予測地点ごとの車種別交通量を評価書に記載しました。 (第 9 章 第 1 節 2 騒音、3 振動 参照)

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音、振動	(5) 事業実施区域及びその周辺には住宅、学校等が立地していることから、工事の実施に当たっては、住宅、学校等からの距離、建設機械の配置、作業時間等に十分配慮するとともに、低公害型の建設機械を積極的に採用すること。	工事の実施に当たっては、排出ガス対策型及び低騒音・低振動型等の建設機械の積極的な採用、住居・学校等に近接している箇所での建設機械の複合同時稼働を極力避けることなど、住居・学校等への環境負荷を実効可能な範囲で低減した計画とします。 (第4章 3 環境配慮事項 参照)
	(6) 工事用車両が走行する一部のルート沿道では、既に道路交通騒音の環境基準値を超えている状況であることから、工事の実施に当たっては、沿道環境への影響をより一層低減するため、工事用車両の走行台数の平準化を図るとともに、最新規制適合車を積極的に採用すること。	工事の実施に当たっては、沿道環境への影響をより一層低減するため、工事用車両の走行台数の平準化に努めるとともに、最新規制適合車の積極的な採用に努めます。
	(7) 粉じん対策等として種子散布を行う際には、生態系への影響に配慮した種子の選定に努めること。	種子散布については、一般的に在来種と外来種の複数を混合しますが、外来種については「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年法律第78号)に基づく特定外来生物を使用しないなど、生態系への影響に配慮した種子の選定に努めます。
悪臭	斎場施設の稼働に伴う悪臭の予測については、類似施設である既設の名古屋市八事斎場における現地調査結果を引用して予測を行っているが、施設の煙源と敷地境界までの距離などを示した上で、調査方法及び予測方法の妥当性を明らかにすること。	八事斎場における排気筒の位置、排気筒から敷地境界までの距離等について、評価書に記載するとともに、新斎場施設においては排気筒から敷地境界までの距離が遠いこと、排気筒が高くなること、集じん装置を設置すること等により、八事斎場よりも悪臭レベルが低くなることを評価書に記載しました。 (第9章 第1節 4 悪臭 参照)

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
水質	工事の実施に当たっては、降雨による濁水の流出防止のため、沈砂池の浚渫等により、必要な沈砂機能を維持・確保するとともに、流出水の濁りの状況を把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。	工事の実施に当たっては、降雨による濁水の流出防止のために、仮設の沈砂池を適切に配置する計画としています。また、降雨時における流出水の濁りの状況を適宜把握し、必要に応じ適切な措置を講じます。 (第9章 第1節 5水質 参照)
地盤	圧密沈下時間の予測に用いた圧密係数の設定根拠を示すなど、予測方法をわかりやすく記載すること。	圧密沈下時間の計算に使用した時間係数の設定根拠を示すとともに、圧密係数についても圧密係数－平均圧密圧力の関係を示す資料を評価書に記載しました。 (第9章 第1節 6地盤 参照)
動物、植物、生態系	(1) 重要な種であるコギシギシに対する環境保全措置として事業実施区域外で播種を実施することとしているが、あらかじめ専門家の指導や助言を得ながら適切に実施すること。また、事後調査によりその生育状況を的確に把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。	環境保全措置の実施に当たっては、あらかじめコギシギシの生育の状況を把握し、専門家の指導・助言を得ながら種子の播種等について適切に実施します。 (第9章 第1節 8植物 参照) 事後調査については、専門家の指導・助言を得ながら実施するとともに、予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、必要な措置を適切に講じます。 (第9章 第2節 事後調査 参照)
	(2) 事業実施区域内で自然環境に配慮した公園を整備することとしているが、その整備に当たっては、専門家の指導や助言を得ながらコギシギシや名古屋市版レッドデータブックで絶滅危惧種に選定されているコイヌガラシをはじめ多様な動植物の生息・生育環境にも配慮すること。	自然環境に配慮した公園の整備に当たっては、専門家の指導・助言を得ながら、事業実施区域内において生育が確認されたコギシギシや名古屋市版レッドデータブックで絶滅危惧種に選定されている種など多様な動植物が生息・生育できる環境に配慮した整備に努めます。

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	(3) 事業実施区域周辺における水田を主体とした農地環境の保全を図るための環境配慮方針が示されているが、その確実な実施が図られるよう地域のコンセンサスづくりに努めること。	事業実施区域の周辺には茶屋新田土地改良区の一部と、藤高、小川、西福田等の土地改良区の水田地帯が広がり、今後も農業振興地域として水田が残ることになると考えられます。本事業の実施に伴う環境配慮方針の実施に当たっては、地域の関係者や関係機関と十分な調整をとりながら、事業実施区域周辺の水田を主体とした農地環境の保全に努めてまいります。
景観	(1) 幹線道路や斎場施設の存在についても加えて予測・評価すること。また、事業実施区域の特徴的な現況景観や将来の住宅等の立地後のイメージ図を参考として記載しておくこと。	眺望景観の変化について、幹線道路の植栽帯や斎場施設を加えて予測・評価しました。また、事業実施区域の特徴的な景観である緑広がる水田の状況を把握し、事業完了後の住宅等を想定しイメージ図を参考として評価書に記載しました。 (第9章 第1節 10 景観 参照)
	(2) 斎場施設や北側に隣接する公園の整備に当たっては、地域の主要な眺望景観に配慮するよう整備主体相互の連携を図ること。	斎場施設や北側に隣接する自然環境に配慮した公園の整備に当たっては、整備主体相互の連携を図り、周囲の景観と調和した緑に囲まれた施設整備に努めます。
廃棄物等	工事の実施に当たっては、廃棄物等の発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。また、廃棄物等の発生量の算定根拠を明らかにすること。	工事の実施に伴う建設発生土は事業実施区域内で盛土材として再利用するとともに、既設工作物の撤去に伴い発生するアスファルトがら等は再資源化施設に搬出し、有効利用に努めます。なお、現段階で予測できない建設工事に伴う副産物が発生した場合には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）等に基づき適正に処理・処分します。 また、廃棄物等の発生量の算定根拠を評価書に記載しました。 (第9章 第1節 12 廃棄物等 参照)

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
その他	(1) 評価書の作成に当たっては、住民などの意見を十分に検討するとともに、住民などにわかりやすい内容となるよう努めること。	評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、可能な限りわかりやすい内容となるように努めています。また、住民にわかりやすいように可能な限り平易な表現に努めるとともに、専門的な用語については巻末に用語集を添付しています。
	(2) 事業の実施に当たっては、住民などからの環境に関する要望などに対して、適切な対応を図ること。	事業の実施に当たっては、住民などからの環境に関する要望などに対して、適切な対応を図ります。